

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年7月31日
【計算期間】	第13期中（自 平成30年11月1日 至 平成31年4月30日）
【ファンド名】	日興グローバル・ファンズ (Nikko Global Funds)
【発行者名】	SMB C日興インベストメント・ファンド・ マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMB C Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 辰 野 温
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番 (2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

（注）この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、平成31年4月26日付をもって提出した有価証券届出書（同日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の訂正届出書とみなされる。

1【ファンドの運用状況】

日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）の①日本大型株式ファンド（Japan Large Cap Equity Fund）、②日本小型株式ファンド（Japan Small Cap Equity Fund）、③グローバル株式ファンド（Global Equity Fund）、④エマージング株式ファンド（Emerging Equity Fund）、⑤グローバル債券ファンド（Global Bond Fund）、⑥ハイイールド債券ファンド（High Yield Bond Fund）、⑦オルタナティブ・ファンド（Alternative Fund）、⑧不動産（REIT）ファンド（Real Estate（REIT） Fund）および⑨コモディティ・ファンド（Commodity Fund）（以下、それぞれを「サブ・ファンド」という。）の9本のサブ・ファンドの運用状況は、次のとおりである。

（1）【投資状況】

① 投資別および地域別の投資状況

<日本大型株式ファンド>

（2019年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	192,188,441,405	100.12
現金・その他の資産（負債控除後）		－234,248,933	－0.12
合計（純資産総額）		191,954,192,472	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JLCE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（2019年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	112,557,886,032	58.57
	アイルランド	78,893,832,915	41.05
小計		191,451,718,947	99.62
現金・その他の資産（負債控除後）		736,332,634	0.38
合計（純資産総額）		192,188,051,581	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<日本小型株式ファンド>

（2019年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	69,390,346,109	100.12
現金・その他の資産（負債控除後）		－85,900,679	－0.12
合計（純資産総額）		69,304,445,430	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JSCE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	51,294,319,714	73.92
	アイルランド	17,480,783,915	25.19
小計		68,775,103,629	99.11
現金・その他の資産（負債控除後）		615,131,834	0.89
合計（純資産総額）		69,390,235,463	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<グローバル株式ファンド>

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	166,818,102,410	100.12
現金・その他の資産（負債控除後）		－205,361,625	－0.12
合計（純資産総額）		166,612,740,785	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	103,382,460,067	61.97
	アイルランド	60,188,527,452	36.08
小計		163,570,987,519	98.05
現金・その他の資産（負債控除後）		3,247,559,162	1.95
合計（純資産総額）		166,818,546,681	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<エマージング株式ファンド>

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	60,851,162,958	100.13
現金・その他の資産（負債控除後）		－78,475,701	－0.13
合計（純資産総額）		60,772,687,257	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-EE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	29,834,726,927	49.03
	アイルランド	28,034,925,790	46.07
小計		57,869,652,717	95.10
現金・その他の資産（負債控除後）		2,981,669,718	4.90
合計（純資産総額）		60,851,322,435	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<グローバル債券ファンド>

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	134,982,188,900	100.12
現金・その他の資産（負債控除後）		－159,680,100	－0.12
合計（純資産総額）		134,822,508,800	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	87,176,510,017	64.58
	アイルランド	45,211,820,812	33.49
小計		132,388,330,829	98.08
現金・その他の資産（負債控除後）		2,594,091,186	1.92
合計（純資産総額）		134,982,422,015	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<ハイイールド債券ファンド>

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	68,630,803,459	100.12
現金・その他の資産（負債控除後）		－83,437,005	－0.12
合計（純資産総額）		68,547,366,454	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-HYB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	アイルランド	39,862,954,969	58.08
	ルクセンブルグ	27,261,987,264	39.72
小計		67,124,942,233	97.81
現金・その他の資産（負債控除後）		1,505,757,978	2.19
合計（純資産総額）		68,630,700,211	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<オルタナティブ・ファンド>

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	336,326,328,871	100.12
現金・その他の資産（負債控除後）		－394,493,828	－0.12
合計（純資産総額）		335,931,835,043	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	172,072,869,403	51.16
	アイルランド	125,095,139,588	37.19
	ケイマン諸島	29,712,198,241	8.83
小計		326,880,207,232	97.19
現金・その他の資産（負債控除後）		9,447,278,164	2.81
合計（純資産総額）		336,327,485,396	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<不動産（REIT）ファンド>

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	47,934,472,611	100.12
現金・その他の資産（負債控除後）		－58,846,289	－0.12
合計（純資産総額）		47,875,626,322	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	アイルランド	30,691,830,408	64.03
	ルクセンブルグ	15,310,267,101	31.94
	日本	1,008,429,800	2.10
小計		47,010,527,309	98.07
現金・その他の資産（負債控除後）		923,784,354	1.93
合計（純資産総額）		47,934,311,663	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<コモディティ・ファンド>

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	18,591,067,764	100.13
現金・その他の資産（負債控除後）		－24,281,493	－0.13
合計（純資産総額）		18,566,786,271	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-COMMODITY トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	14,557,917,359	78.31
	アイルランド	3,623,480,926	19.49
小計		18,181,398,285	97.80
現金・その他の資産（負債控除後）		409,793,925	2.20
合計（純資産総額）		18,591,192,210	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

② 投資有価証券の主要銘柄

<日本大型株式ファンド>

(2019年5月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
NGF-JLCE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	155,508,622,594	1.18	183,425,351,510	1.24	192,188,441,405	100.12

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JLCE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2019年5月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	PICTET JAPAN EQUITY OPPOR I JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	3,651,212	10,230.91	37,355,237,107	10,465.59	38,212,087,209	19.88
2	EASTSPRING INV JAP DYNAM FD CJ ACC	ルクセンブルグ	投資信託	28,567,577	987.48	28,209,875,225	950.00	27,139,198,490	14.12
3	GOLDMAN SACHS JAPAN EQ P - I FUND ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,976,031	12,101.63	23,913,199,176	12,688.79	25,073,448,660	13.05
4	COMGEST GROWTH PLC JAPAN JPY I ACC	アイルランド	投資信託	17,464,177	1,350.85	23,591,495,254	1,281.00	22,371,610,638	11.64
5	SPARK JAPAN FD PLC JPY INST D	アイルランド	投資信託	2,214,553	10,000.00	22,145,525,565	10,000.00	22,145,525,565	11.52
6	JPM FUNDS - JAPAN EQUITY FUND X ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,875,373	12,675.41	23,771,130,151	11,802.00	22,133,151,673	11.52
7	MAN GLG JPN COREALPHA EQ I JPY ACC	アイルランド	投資信託	1,105,501	18,995.91	20,999,998,582	19,123.00	21,140,500,575	11.00
8	MORANT WRIGHT SAKURA FD B JPY ACC	アイルランド	投資信託	15,222,566	988.91	15,053,815,980	869.51	13,236,196,137	6.89

(注) 投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<日本小型株式ファンド>

(2019年5月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
NGF-JSCE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	41,972,336,811	1.59	66,670,615,097	1.65	69,390,346,109	100.12

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JSCE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2019年5月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	PARVEST EQUITY JPN SMC I JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	749,857	11,392.53	8,542,766,524	12,021.00	9,014,032,102	12.99
2	EASTSPRING INV JAP SM CO CJ JP ACC	ルクセンブルグ	投資信託	3,700,462	2,613.15	9,669,877,748	2,419.00	8,951,416,586	12.90
3	SCHRODER ISF JPN SMALL COMP - C ACC	ルクセンブルグ	投資信託	49,673,239	154.15	7,657,115,781	160.27	7,961,313,832	11.47
4	JANUS HENDERS JAP SMC - I2 - JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,477,271	5,015.38	7,409,074,086	5,119.57	7,562,990,317	10.90
5	SUMITRUST JPN SMAL CAP FD A JPY ACC	アイルランド	投資信託	461,079	16,428.83	7,574,987,079	14,097.64	6,500,123,902	9.37
6	SWISSCANTO LU EQ S/M CAP JP - DT ACC	ルクセンブルグ	投資信託	314,778	16,531.50	5,203,752,827	20,075.03	6,319,177,088	9.11
7	PINEBRIDGE JPN SMALL CAP EQ - Y3 - DIS	アイルランド	投資信託	867,207	6,630.28	5,749,826,555	7,094.32	6,152,247,755	8.87
8	ABERDEEN ST - JPN SML COMP - I2 - YEN ACC	ルクセンブルグ	投資信託	3,785,283	1,416.30	5,361,079,048	1,523.63	5,767,371,148	8.31
9	PRIVILEGE SMAM JP SM JPY UA ACC	ルクセンブルグ	投資信託	382,655	16,143.09	6,177,232,625	14,943.01	5,718,018,641	8.24
10	BNY MLN JPN SMALL CAP EQUITY W ACC	アイルランド	投資信託	26,130,699	197.97	5,173,200,564	184.78	4,828,412,258	6.96

(注) 投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<グローバル株式ファンド>

(2019年5月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-GE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	112,076,552,079	1.39	155,669,958,052	1.49	166,818,102,410	100.12

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2019年5月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	DODGE & COX - US STOCK - USD ACC	アイルランド	投資信託	6,868,822	2,683.78	18,434,413,535	2,777.28	19,076,648,740	11.44
2	AB SICAV - AMERICAN GROWTH - SI ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,249,909	12,379.45	15,473,189,264	13,195.62	16,493,322,749	9.89
3	EDGEWOOD I SL - US SL GTH USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	587,542	23,715.66	13,933,948,997	25,935.42	15,238,150,060	9.13
4	ABN AMRO MM ARIST US EQ I USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	658,774	18,038.65	11,883,392,460	19,113.41	12,591,417,036	7.55
5	WMF (LUX) - WELL US RES EQ USD S ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,173,369	8,840.51	10,373,182,996	10,730.61	12,590,963,385	7.55
6	GOLDMAN SACHS EUROPE CORE FD IA ACC	ルクセンブルグ	投資信託	5,428,425	2,166.29	11,759,539,864	2,092.24	11,357,584,471	6.81
7	ROBEQ BP US LG CAP EQ I USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	425,528	27,741.13	11,804,626,474	26,432.59	11,247,805,061	6.74
8	POLEN CAP INV - FOC US GR IN USD ACC	アイルランド	投資信託	3,942,733	2,763.49	10,895,709,801	2,733.77	10,778,511,906	6.46
9	ISHARES EDGE MSCI USA VALUE FAC ETF	アイルランド	投資信託	12,235,654	726.40	8,887,986,350	670.93	8,209,285,235	4.92
10	VANGUARD PACIFIC EX JPN INDX I ACC	アイルランド	投資信託	252,757	23,694.02	5,988,828,714	27,573.30	6,969,344,817	4.18
11	MFS MERIDIAN EUR RES II EUR FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	231,401	25,595.80	5,922,892,782	29,148.39	6,744,966,339	4.04
12	FIDELITY FD EUR LARGER CO I EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	3,454,327	2,026.96	7,001,766,321	1,898.29	6,557,322,697	3.93
13	WMF (IRL) - WELL STRAT EUR EQ FD ACC	アイルランド	投資信託	1,715,358	3,040.71	5,215,906,540	2,964.33	5,084,886,180	3.05
14	COMGEST GROWTH PLC EUROPE I EUR ACC	アイルランド	投資信託	1,591,532	3,290.65	5,237,170,718	3,186.85	5,071,977,022	3.04
15	JPM FDS JPM EUR STRAT VAL X EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	333,482	16,660.51	5,555,979,952	15,199.69	5,068,823,461	3.04
16	LAZARD US EQ CONCENTRATED FUND ACC	アイルランド	投資信託	360,987	12,673.26	4,574,883,769	13,845.02	4,997,873,552	3.00
17	T ROWE PRICE US SMAL CO EQ FD S ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2,002,381	1,569.12	3,141,975,846	1,655.71	3,315,356,871	1.99
18	EDR OF CS O HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	392,808	5,349.87	2,101,469,793	5,541.51	2,176,747,937	1.30

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<エマージング株式ファンド>

(2019年5月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-EE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	49,284,168,590	1.27	62,353,708,503	1.23	60,851,162,958	100.13

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-EE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2019年5月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	VONTOBEL FD - MTX SUST EMG MKT I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	451,739	17,262.89	7,798,321,323	16,192.63	7,314,842,912	12.02
2	WMF (LUX) - WEL EM MK RES EQ USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	4,921,428	1,410.41	6,941,245,006	1,336.99	6,579,896,658	10.81
3	MAN FD - MAN NUM EMG MKT EQ I USD ACC	アイルランド	投資信託	474,711	12,054.42	5,722,363,722	12,862.74	6,106,085,459	10.03
4	UBS EQ GL EM OP USD I A3 ACC	ルクセンブルグ	投資信託	635,010	10,087.70	6,405,787,356	9,569.82	6,076,932,823	9.99
5	TT EMERGING MKT EQ FD USD A2 ACC	アイルランド	投資信託	4,445,282	1,431.54	6,363,591,117	1,291.06	5,739,127,771	9.43
6	HERMES GLB EMRG MKT FUND F USD ACC	アイルランド	投資信託	18,253,109	332.44	6,068,036,563	302.23	5,516,572,956	9.07
7	T ROWE PRICE EMER MKT EQ FD S ACC	ルクセンブルグ	投資信託	3,530,270	1,499.20	5,292,597,256	1,393.54	4,919,557,887	8.08
8	AB FCP I EMER MKT GROWTH SIUSD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	718,497	6,425.58	4,616,759,862	5,321.76	3,823,671,832	6.28
9	DELAWARE INVEST EMR MRKTS USD I ACC	アイルランド	投資信託	2,351,646	1,728.11	4,063,907,279	1,534.96	3,609,673,781	5.93
10	PZEN A EMRG MKT VALUE FD USD A ACC	アイルランド	投資信託	289,519	12,820.20	3,711,691,095	12,210.37	3,535,133,540	5.81
11	ACADIAN EM MK EQ UCIT II C USD ACC	アイルランド	投資信託	1,776,725	1,694.53	3,010,715,765	1,685.08	2,993,922,676	4.92
12	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	202,079	5,317.04	1,074,462,266	5,541.52	1,119,824,815	1.84
13	FIRST ST CHINA GROWTH FD - I ACC	アイルランド	投資信託	30,144	15,509.66	467,523,064	17,728.56	534,409,607	0.88

(注) 投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<グローバル債券ファンド>

(2019年5月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-GB TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	123,935,791,779	1.08	133,984,389,871	1.09	134,982,188,900	100.12

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2019年5月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	WMF (IRL) - WELL GBL BD FD S USD ACC	アイルランド	投資信託	18,018,562	2,425.28	43,700,057,700	2,509.18	45,211,820,812	33.49
2	T ROWE PRICE US AGG BD FD S USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	19,684,525	1,098.42	21,621,953,242	1,156.38	22,762,879,672	16.86
3	T ROWE PRICE GL AGG BD S FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	18,488,339	1,077.54	19,921,875,499	1,091.11	20,172,875,952	14.94
4	BLUEBAY INVT GR EURO GV Q EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,180,626	13,573.24	16,024,916,174	13,079.54	15,442,050,809	11.44
5	SCHRODER ISF EUR CORP BND C EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	3,858,225	2,976.88	11,485,462,945	3,001.34	11,579,839,507	8.58
6	AXA IM FIIS - US CORP BOND FD A ACC	ルクセンブルグ	投資信託	449,389	20,872.87	9,380,039,467	22,098.58	9,930,860,668	7.36
7	BLUEBAY INVT GR EURO GV Q USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	487,254	11,035.14	5,376,914,011	11,259.25	5,486,115,137	4.06
8	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	325,162	4,990.11	1,622,595,280	5,541.51	1,801,888,272	1.33

(注) 投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<ハイイールド債券ファンド>

(2019年5月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-HYB TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	48,896,617,573	1.38	67,641,906,115	1.40	68,630,803,459	100.12

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-HYB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2019年5月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	LORD ABBETT HIGH YLD USD I ACC	アイルランド	投資信託	8,976,769	1,431.47	12,849,998,829	1,441.40	12,939,125,995	18.85
2	NEUBRGR BERMAN IF - EMD LOC CUR I2 ACC	アイルランド	投資信託	10,133,623	996.11	10,094,249,720	984.50	9,976,594,613	14.54
3	NEUBRGR BERMAN EM DB HARD CRCY I ACC	アイルランド	投資信託	5,001,610	1,490.17	7,453,232,899	1,476.21	7,383,438,105	10.76
4	NOMURA IRL - US HIGH YLD BD I USD ACC	アイルランド	投資信託	186,423	33,859.12	6,312,118,691	32,925.56	6,138,081,986	8.94
5	CANDRIAM BONDS EUR HI YLD V EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	21,402	220,757.95	4,724,661,582	231,749.61	4,959,905,138	7.23
6	BLACKROCK GL EMKT LC BD I2 USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,871,597	2,773.50	5,190,880,593	2,638.04	4,937,339,889	7.19
7	AMUNDI FD - PIONEER US HI YLD I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2,653,981	1,611.88	4,277,905,664	1,810.18	4,804,189,232	7.00
8	NORDEA I EUR HIGH YLD BD BI EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	902,431	4,228.43	3,815,869,052	4,453.59	4,019,059,453	5.86
9	VONTOBEL FD - EMERGING MKTS DBT I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	259,091	14,920.86	3,865,861,425	14,546.74	3,768,928,335	5.49
10	GOLDMAN SACHS EMMKT DBT P I USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2,165,687	1,675.88	3,629,428,329	1,736.21	3,760,084,220	5.48
11	NEUBRGR BERMAN IF - HIGH YLD BD I ACC	アイルランド	投資信託	1,312,659	2,358.08	3,095,349,856	2,609.75	3,425,714,270	4.99
12	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	182,709	4,967.82	907,665,446	5,541.49	1,012,480,997	1.48

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<オルタナティブ・ファンド>

(2019年5月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-ALTERNATIVE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	441,297,847,967	0.77	338,794,999,534	0.76	336,326,328,871	100.12

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（2019年5月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （%）
					単価	金額	単価	金額	
1	SCHRODER GAIA EGERTON EQU C JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,198,464	25,043.37	30,013,578,101	25,888.20	31,026,081,161	9.22
2	MW FDS - MW LIQD ALPHA FD A USD ACC	アイルランド	投資信託	2,313,590	11,676.97	27,015,722,169	13,382.23	30,960,993,116	9.21
3	MERIAN GLOBAL EQ ABS RET USD I ACC	アイルランド	投資信託	151,004,773	176.52	26,655,774,918	176.06	26,585,543,578	7.90
4	MLIS - MARSHALL WACE TP JPY B ACC	ルクセンブルグ	投資信託	23,876,650	992.06	23,686,952,998	962.75	22,987,245,007	6.83
5	LFIS VISION - PREMIA OPP AI JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	196,373	100,073.17	19,651,668,505	104,804.75	20,580,822,587	6.12
6	GAM STAR CAT BOND FD INST A USD ACC	アイルランド	投資信託	13,354,343	1,468.86	19,615,682,705	1,534.50	20,492,230,534	6.09
7	MUZINICH LG SH CRD YI - NJ JPY ACC FD	アイルランド	投資信託	18,245,718,537	1.00	18,251,046,456	1.01	18,468,316,302	5.49
8	IPM SYST MACRO UCITS I USD ACC	アイルランド	投資信託	142,933	112,532.62	16,084,625,318	113,724.97	16,255,050,531	4.83
9	HELIUM PERFORMANCE - E JPY FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	150,421	100,032.79	15,047,031,649	100,930.21	15,182,023,622	4.51
10	BLACKROCK STR GL EV DRV I2 JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,455,004	10,072.70	14,655,819,748	10,369.65	15,087,881,502	4.49
11	JPM INVT FD GL MACRO OPP I JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,208,472	10,254.59	12,392,385,748	10,863.00	13,127,630,847	3.90
12	BLACKROCK STRAT EUR AB - I2E ACC	ルクセンブルグ	投資信託	588,404	17,377.75	10,225,140,060	17,361.01	10,215,290,041	3.04
13	GSA TREND FUND LIMITED JPY ACC	ケイマン諸島	投資信託	1,053,242	9,899.81	10,426,894,071	9,593.34	10,104,106,067	3.00
14	FORT GLOB OFFSH - GLOB CONT C JPY ACC	ケイマン諸島	投資信託	97,911	99,908.66	9,782,157,258	101,655.76	9,953,216,697	2.96
15	BLACKROCK STR FD - ST ADV I2RFH ACC	ルクセンブルグ	投資信託	953,503	10,945.69	10,436,751,760	10,250.64	9,774,015,376	2.91
16	T ROWE PRICE - DYN GL BD FD SH JPY AC	ルクセンブルグ	投資信託	981,354	9,989.40	9,803,142,178	9,855.00	9,671,244,556	2.88
17	GBL SOVEREIGN OPP FD LTD S JPY ACC	ケイマン諸島	投資信託	1,101,847	9,161.89	10,095,000,000	8,762.45	9,654,875,477	2.87
18	PICTET TOTAL RETURN AGORA HI JP ACC	ルクセンブルグ	投資信託	552,038	16,528.49	9,124,352,592	17,229.01	9,511,069,557	2.83
19	JPM US OPPORT LS EQ FD S2 JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	854,211	9,982.06	8,526,786,111	9,802.00	8,372,979,789	2.49
20	MLIS - MILLBURN DIVERSIF JPY X5 ACC	ルクセンブルグ	投資信託	6,110,272	995.18	6,080,832,243	1,069.77	6,536,585,358	1.94
21	PARUS FUND PLC USD - C - ACC	アイルランド	投資信託	121,383	55,548.77	6,742,676,472	53,139.40	6,450,219,601	1.92
22	MW FDS - MW LIQD ALPHA FD B JPY ACC	アイルランド	投資信託	347,701	10,512.34	3,655,152,055	10,721.53	3,727,885,795	1.11
23	MARSHALL WACE - JAP MKT NEUTRAL A	アイルランド	投資信託	121,426	18,118.03	2,200,000,000	17,746.61	2,154,900,131	0.64
24	LUX INVEST FUND US EQUITY （注2） PLUS A	ルクセンブルグ	投資信託	6,751	144,810.03	977,612,480	0.00	0	0.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）Luxembourg Investment Fund US Equity Plus A は、その資産のほぼすべてを Bernard L. Madoff Investment Securities LLC（いわゆる「マドフ・ファンド」）に投資していたが、2008年12月にバーナード・L・マドフ（Bernard L. Madoff）が詐欺容疑で逮捕され、同人およびマドフ・ファンドの資産が凍結されたことから、オルタナティブ・ファンドは、当面の間、同ファンドの時価評価額を計上しないこととした。

<不動産（REIT）ファンド>

（2019年5月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（%）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-REAL ESTATE(REIT)TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	42,240,831,001	1.04	44,135,144,313	1.13	47,934,472,611	100.12

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（2019年5月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	ISHARES DEVELOPED MK PROP UCITS DIS	アイルランド	投資信託	4,229,582	2,738.88	11,584,309,641	2,888.24	12,216,054,865	25.48
2	AXA WF - FRAMLINGTON GLB RE SEC I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,032,753	10,964.77	11,323,901,995	11,740.07	12,124,595,344	25.29
3	PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC	アイルランド	投資信託	2,827,726	3,003.83	8,494,016,718	3,382.13	9,563,725,709	19.95
4	BROOKFIELD GL.RE.INST. (E) USD ACC	アイルランド	投資信託	2,117,434	3,928.38	8,318,079,016	4,208.89	8,912,049,834	18.59
5	COHEN&STEERS GLOB RE SEC FD IX ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,373,706	1,580.14	2,170,645,676	1,742.64	2,393,872,409	4.99
6	ISHARES JAPAN REIT ETF	日本	投資信託	514,505	1,844.51	949,008,387	1,960.00	1,008,429,800	2.10
7	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	142,885	5,263.71	752,104,730	5,541.51	791,799,348	1.65

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<コモディティ・ファンド>

（2019年5月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（%）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-COMMODITY TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	25,108,474,487	0.80	20,140,383,591	0.74	18,591,067,764	100.13

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-COMMODITY トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（2019年5月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	CS (LUX) - CMDTY INDX PLUS MB USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	66,693	108,811.20	7,256,945,235	107,329.97	7,158,157,425	38.50
2	GS - GSQUARTIX MOD STRAT FD X USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	6,809,476	1,101.35	7,499,611,766	1,040.06	7,082,268,952	38.09
3	ISHARES GBL INF LK GVT BD UCITS ACC	アイルランド	投資信託	208,101	16,848.81	3,506,254,336	17,412.13	3,623,480,926	19.49
4	EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC	ルクセンブルグ	投資信託	57,293	5,165.36	295,939,107	5,541.53	317,490,982	1.71

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

③ 投資不動産物件

該当事項なし（2019年5月末日現在）。

④ その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2019年5月末日現在）。

（２）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2019年５月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、次のとおりである。

<日本大型株式ファンド>

	純資産総額 (円)	１口当たり純資産価格 (円)
2018年６月末日	175,144,489,679	1.2047
７月末日	182,362,362,190	1.2304
８月末日	185,020,266,596	1.2224
９月末日	202,366,372,791	1.2740
10月末日	181,488,258,390	1.1238
11月末日	192,730,602,804	1.1679
12月末日	174,416,455,667	1.0439
2019年１月末日	184,449,388,063	1.0867
２月末日	196,367,195,838	1.1378
３月末日	196,247,072,912	1.1277
４月末日	201,676,935,975	1.1641
５月末日	191,954,192,472	1.0989

<日本小型株式ファンド>

	純資産総額 (円)	１口当たり純資産価格 (円)
2018年６月末日	71,276,301,168	1.6999
７月末日	73,778,735,635	1.7259
８月末日	72,990,414,068	1.6720
９月末日	75,634,744,141	1.7187
10月末日	67,348,624,776	1.5063
11月末日	72,117,753,298	1.5785
12月末日	63,252,590,374	1.3673
2019年１月末日	66,802,850,870	1.4217
２月末日	72,033,041,041	1.5076
３月末日	71,294,553,726	1.4799
４月末日	73,468,041,627	1.5315
５月末日	69,304,445,430	1.4328

<グローバル株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
2018年6月末日	150,305,465,158	1.3615
7月末日	158,291,211,720	1.4070
8月末日	164,272,441,326	1.4268
9月末日	165,256,549,388	1.4538
10月末日	152,282,019,243	1.3174
11月末日	159,946,664,350	1.3497
12月末日	144,065,941,935	1.2000
2019年1月末日	156,917,226,752	1.2858
2月末日	168,891,722,468	1.3585
3月末日	170,411,844,216	1.3592
4月末日	176,624,127,160	1.4164
5月末日	166,612,740,785	1.3235

<エマージング株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
2018年6月末日	53,857,163,619	1.1710
7月末日	57,181,505,347	1.2221
8月末日	55,349,041,461	1.1658
9月末日	62,482,606,522	1.1870
10月末日	56,532,171,166	1.0657
11月末日	60,689,930,430	1.1287
12月末日	56,689,311,539	1.0477
2019年1月末日	61,554,068,295	1.1237
2月末日	65,165,118,554	1.1700
3月末日	65,026,961,207	1.1629
4月末日	66,825,922,578	1.2031
5月末日	60,772,687,257	1.0882

<グローバル債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
2018年6月末日	127,474,207,862	0.9551
7月末日	131,155,229,667	0.9640
8月末日	133,695,171,107	0.9584
9月末日	121,224,798,168	0.9752
10月末日	121,313,276,121	0.9605
11月末日	124,736,754,390	0.9636
12月末日	124,851,620,570	0.9504
2019年1月末日	126,366,191,036	0.9455
2月末日	130,962,540,303	0.9626
3月末日	134,102,920,293	0.9728
4月末日	134,757,769,195	0.9751
5月末日	134,822,508,800	0.9609

<ハイイールド債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
2018年6月末日	74,220,487,454	1.2090
7月末日	76,280,319,693	1.2404
8月末日	74,568,813,132	1.2076
9月末日	66,420,675,817	1.2493
10月末日	64,793,339,453	1.2190
11月末日	65,197,149,965	1.2210
12月末日	63,185,983,719	1.1773
2019年1月末日	65,419,021,261	1.2049
2月末日	68,291,037,215	1.2448
3月末日	68,733,751,485	1.2425
4月末日	69,863,931,043	1.2570
5月末日	68,547,366,454	1.2231

<オルタナティブ・ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
2018年6月末日	326,833,999,889	0.6921
7月末日	329,093,265,322	0.6905
8月末日	331,291,856,308	0.6898
9月末日	327,139,651,888	0.6883
10月末日	320,653,945,524	0.6743
11月末日	318,683,428,224	0.6679
12月末日	319,923,594,823	0.6679
2019年1月末日	324,956,619,114	0.6713
2月末日	329,889,921,067	0.6757
3月末日	332,805,971,581	0.6770
4月末日	335,406,020,868	0.6793
5月末日	335,931,835,043	0.6764

<不動産（REIT）ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
2018年6月末日	39,895,869,643	0.9492
7月末日	41,090,429,232	0.9594
8月末日	42,538,532,987	0.9714
9月末日	42,290,292,891	0.9663
10月末日	41,707,494,281	0.9376
11月末日	43,891,027,718	0.9643
12月末日	40,673,494,315	0.8819
2019年1月末日	44,981,620,497	0.9593
2月末日	46,942,344,874	0.9837
3月末日	48,962,518,166	1.0159
4月末日	48,556,665,692	1.0094
5月末日	47,875,626,322	0.9847

<コモディティ・ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
2018年6月末日	16,735,344,174	0.6735
7月末日	16,927,057,761	0.6689
8月末日	16,905,213,133	0.6574
9月末日	18,387,197,501	0.6774
10月末日	18,299,295,804	0.6651
11月末日	18,420,580,080	0.6578
12月末日	17,560,936,499	0.6209
2019年1月末日	18,239,353,093	0.6358
2月末日	18,954,913,388	0.6510
3月末日	19,068,567,633	0.6502
4月末日	19,198,650,841	0.6566
5月末日	18,566,786,271	0.6308

<参考情報>

<純資産総額および1万口当たり純資産価格の推移> (2009年5月末日～2019年5月末日)

日本大型株式ファンド



(注) 上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。以下同じ。

日本小型株式ファンド



グローバル株式ファンド



(注) ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、2012年10月末日の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

エマージング株式ファンド



グローバル債券ファンド



ハイイールド債券ファンド



(注) ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、2012年10月末日の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

オルタナティブ・ファンド



不動産(REIT)ファンド



(注) ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、2012年10月末日の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

コモディティ・ファンド



②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

2019年5月末日前1年間における収益率は、次のとおりである。

<日本大型株式ファンド>

計算期間	収益率（注）
2018年6月1日～2019年5月末日	－9.87%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2019年5月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b＝2018年5月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

以下同じ。

<日本小型株式ファンド>

計算期間	収益率（注）
2018年6月1日～2019年5月末日	－17.10%

<グローバル株式ファンド>

計算期間	収益率（注）
2018年6月1日～2019年5月末日	－1.93%

<エマージング株式ファンド>

計算期間	収益率（注）
2018年6月1日～2019年5月末日	－11.43%

<グローバル債券ファンド>

計算期間	収益率（注）
2018年6月1日～2019年5月末日	2.01%

<ハイイールド債券ファンド>

計算期間	収益率（注）
2018年6月1日～2019年5月末日	1.14%

<オルタナティブ・ファンド>

計算期間	収益率（注）
2018年6月1日～2019年5月末日	－2.84%

<不動産（REIT）ファンド>

計算期間	収益率（注）
2018年6月1日～2019年5月末日	6.60%

<コモディティ・ファンド>

計算期間	収益率（注）
2018年6月1日～2019年5月末日	－7.89%

<参考情報>

日本大型株式ファンド



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末または当該期間末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度または当該期間の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度または当該期間の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

以下同じ。

なお、グローバル株式ファンド、ハイイールド債券ファンドおよび不動産(REIT)ファンドに関する第六会計年度末現在の1口当たり純資産価格は、ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当該サブ・ファンドの2012年10月30日および同月31日の純資産価格の計算が停止されたことから、同月29日付の価格をもとに算出している。

(注2) ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。以下同じ。

日本小型株式ファンド



グローバル株式ファンド



エマージング株式ファンド



グローバル債券ファンド



ハイイールド債券ファンド



オルタナティブ・ファンド



不動産（REIT）ファンド



コモディティ・ファンド



(3) 【投資リスク】

<リスクに関する参考情報>

<各サブ・ファンドの分配金再投資>

1万口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2014年6月～2019年5月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものである。

<各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの>

年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

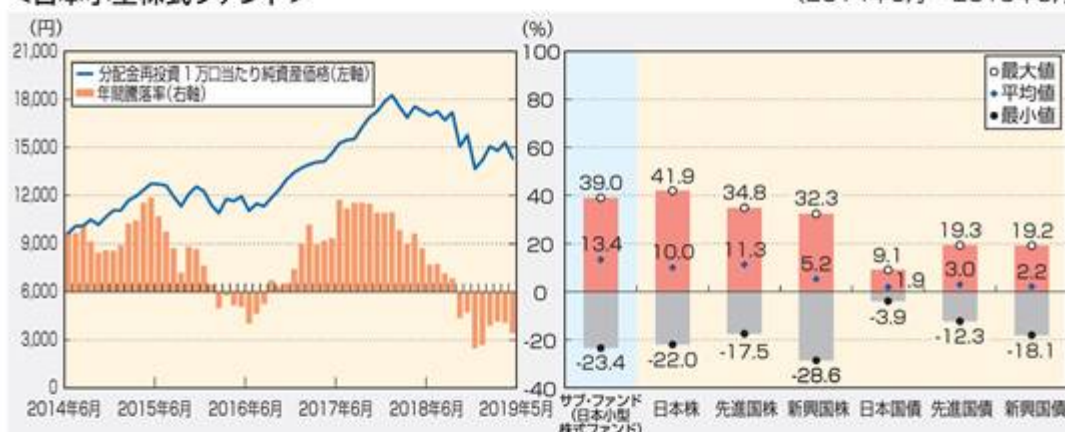
<日本大型株式ファンド>

(2014年6月～2019年5月)



<日本小型株式ファンド>

(2014年6月～2019年5月)



<グローバル株式ファンド>

(2014年6月～2019年5月)



<エマージング株式ファンド>

(2014年6月～2019年5月)



<グローバル債券ファンド>

(2014年6月～2019年5月)



<ハイイールド債券ファンド>

(2014年6月～2019年5月)



<オルタナティブ・ファンド>

(2014年6月～2019年5月)



<不動産(REIT)ファンド>

(2014年6月～2019年5月)



<コモディティ・ファンド>

(2014年6月～2019年5月)



出所:投資助言会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを
 基に森・濱田松本法律事務所が作成

- (注1) 分配金再投資1万口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各サブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、各サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1万口当たり純資産価格は各受益証券の1万口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) 各サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1万口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注4) 各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注5) 各サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX（配当込み）
先進国株……………FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
新興国株……………S&P新興国総合指数
日本国債……………BBGパークレイズE1年超日本国債指数
先進国債……………FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
新興国債……………FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「**㈱東京証券取引所**」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、**㈱東京証券取引所**が有している。なお、サブ・ファンドは、**㈱東京証券取引所**により提供、保証または販売されるものではなく、**㈱東京証券取引所**は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

2【販売及び買戻しの実績】

2019年5月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2019年5月末日現在の発行口数は、次のとおりである。

<日本大型株式ファンド>

販売口数	買戻口数	発行済口数
48,919,958,535	19,209,463,867	174,685,722,076
(48,919,958,535)	(19,209,463,867)	(174,685,722,076)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<日本小型株式ファンド>

販売口数	買戻口数	発行済口数
12,261,397,383	5,471,001,077	48,370,367,448
(12,261,397,383)	(5,471,001,077)	(48,370,367,448)

<グローバル株式ファンド>

販売口数	買戻口数	発行済口数
33,242,327,407	19,148,949,575	125,890,685,575
(33,242,327,407)	(19,148,949,575)	(125,890,685,575)

<エマージング株式ファンド>

販売口数	買戻口数	発行済口数
19,994,204,052	7,043,106,694	55,847,150,864
(19,994,204,052)	(7,043,106,694)	(55,847,150,864)

<グローバル債券ファンド>

販売口数	買戻口数	発行済口数
39,447,627,784	30,094,065,167	140,304,513,265
(39,447,627,784)	(30,094,065,167)	(140,304,513,265)

<ハイイールド債券ファンド>

販売口数	買戻口数	発行済口数
15,487,479,396	20,518,948,049	56,045,495,951
(15,487,479,396)	(20,518,948,049)	(56,045,495,951)

<オルタナティブ・ファンド>

販売口数	買戻口数	発行済口数
108,814,521,051	77,422,583,067	496,651,651,524
(108,814,521,051)	(77,422,583,067)	(496,651,651,524)

<不動産（REIT）ファンド>

販売口数	買戻口数	発行済口数
12,264,342,262	7,178,915,029	48,621,177,488

(12,264,342,262)	(7,178,915,029)	(48,621,177,488)
------------------	-----------------	------------------

<コモディティ・ファンド>

販売口数	買戻口数	発行済口数
8,199,715,604	3,947,646,085	29,433,243,378
(8,199,715,604)	(3,947,646,085)	(29,433,243,378)

3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されている。

（１）【資産及び負債の状況】

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2019年4月30日現在

結合計算書

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 1,063,034,948,668円）	2.3	1,126,992,674,878
その他の資産		3,321,373
資産合計		1,126,995,996,251
負債		
未払投資運用報酬	6	194,029,907
未払投資助言報酬	8	155,398,573
未払管理事務代行報酬	7	86,338,036
未払販売報酬	5	82,251,917
未払管理報酬	4	25,894,764
未払代行協会員報酬	10	25,894,435
未払印刷および公告費		21,059,582
未払専門家報酬		13,052,061
未払保管報酬	9	8,631,563
未払受託報酬	3	4,872,996
未払弁護士報酬		464,373
その他の未払費用		43,065
負債合計		617,931,272
純資産額		1,126,378,064,979

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2019年4月30日現在

日本大型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 181,691,594,742円）	2.3	201,785,413,517
その他の資産		59,470
資産合計		201,785,472,987
負債		
未払投資運用報酬	6	34,672,539
未払投資助言報酬	8	27,775,529
未払管理事務代行報酬	7	15,431,833
未払販売報酬	5	14,709,334
未払管理報酬	4	4,628,368
未払代行協会員報酬	10	4,628,309
未払印刷および公告費		3,111,644
未払専門家報酬		1,490,439
未払保管報酬	9	1,542,788
未払受託報酬	3	541,444
その他の未払費用		4,785
負債合計		108,537,012
純資産額		201,676,935,975
発行済受益証券口数		173,252,168,263口
1口当たり純資産価格		1.1641

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2019年4月30日現在

日本小型株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 66,046,460,221円）	2.3	73,508,682,431
その他の資産		496,924
資産合計		73,509,179,355
負債		
未払投資運用報酬	6	12,602,222
未払投資助言報酬	8	10,091,184
未払管理事務代行報酬	7	5,606,572
未払販売報酬	5	5,338,814
未払管理報酬	4	1,681,537
未払代行協会員報酬	10	1,681,516
未払印刷および公告費		1,812,879
未払専門家報酬		1,216,266
未払保管報酬	9	560,509
未払受託報酬	3	541,444
その他の未払費用		4,785
負債合計		41,137,728
純資産額		73,468,041,627
発行済受益証券口数		47,970,501,557口
1口当たり純資産価格		1.5315

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2019年4月30日現在

グローバル株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 153,862,416,123円）	2.3	176,719,246,808
その他の資産		165,034
資産合計		176,719,411,842
負債		
未払投資運用報酬	6	30,300,945
未払投資助言報酬	8	24,292,207
未払管理事務代行報酬	7	13,496,525
未払販売報酬	5	12,887,957
未払管理報酬	4	4,047,924
未払代行協会員報酬	10	4,047,873
未払印刷および公告費		2,794,198
未払専門家報酬		1,521,515
未払保管報酬	9	1,349,309
未払受託報酬	3	541,444
その他の未払費用		4,785
負債合計		95,284,682
純資産額		176,624,127,160
発行済受益証券口数		124,700,064,808口
1口当たり純資産価格		1.4164

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2019年4月30日現在

エマージング株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 62,006,536,321円）	2.3	66,863,980,556
その他の資産		532,140
資産合計		66,864,512,696
負債		
未払投資運用報酬	6	11,672,647
未払投資助言報酬	8	9,353,703
未払管理事務代行報酬	7	5,196,833
未払販売報酬	5	4,957,228
未払管理報酬	4	1,558,647
未払代行協会員報酬	10	1,558,625
未払印刷および公告費		1,705,149
未払専門家報酬		1,521,515
未払保管報酬	9	519,542
未払受託報酬	3	541,444
その他の未払費用		4,785
負債合計		38,590,118
純資産額		66,825,922,578
発行済受益証券口数		55,546,747,668口
1口当たり純資産価格		1.2031

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2019年4月30日現在

グローバル債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 131,928,928,893円）	2.3	134,831,278,146
その他の資産		287,542
資産合計		134,831,565,688
負債		
未払投資運用報酬	6	23,265,402
未払投資助言報酬	8	18,625,111
未払管理事務代行報酬	7	10,347,942
未払販売報酬	5	9,848,025
未払管理報酬	4	3,103,585
未払代行協会員報酬	10	3,103,550
未払印刷および公告費		2,400,608
未払専門家報酬		1,521,515
未払保管報酬	9	1,034,526
未払受託報酬	3	541,444
その他の未払費用		4,785
負債合計		73,796,493
純資産額		134,757,769,195
発行済受益証券口数		138,192,830,116口
1口当たり純資産価格		0.9751

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2019年4月30日現在

ハイイールド債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 67,046,617,713円）	2.3	69,903,238,360
その他の資産		505,516
資産合計		69,903,743,876
負債		
未払投資運用報酬	6	12,066,911
未払投資助言報酬	8	9,662,988
未払管理事務代行報酬	7	5,368,669
未払販売報酬	5	5,112,837
未払管理報酬	4	1,610,185
未払代行協会員報酬	10	1,610,162
未払印刷および公告費		1,776,613
未払専門家報酬		1,521,515
未払保管報酬	9	536,724
未払受託報酬	3	541,444
その他の未払費用		4,785
負債合計		39,812,833
純資産額		69,863,931,043
発行済受益証券口数		55,580,851,771口
1口当たり純資産価格		1.2570

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2019年4月30日現在

オルタナティブ・ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 336,843,394,825円）	2.3	335,585,107,017
資産合計		335,585,107,017
負債		
未払投資運用報酬	6	57,674,828
未払投資助言報酬	8	46,169,664
未払管理事務代行報酬	7	25,651,447
未払販売報酬	5	24,409,814
未払管理報酬	4	7,693,467
未払代行協会員報酬	10	7,693,372
未払印刷および公告費		4,696,946
未払専門家報酬		1,521,515
未払保管報酬	9	2,564,494
未払受託報酬	3	541,444
未払弁護士報酬		464,373
その他の未払費用		4,785
負債合計		179,086,149
純資産額		335,406,020,868
発行済受益証券口数		493,737,688,892口
1口当たり純資産価格		0.6793

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2019年4月30日現在

不動産（REIT）ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 43,576,513,505円）	2.3	48,584,497,253
その他の資産		591,529
資産合計		48,585,088,782
負債		
未払投資運用報酬	6	8,437,151
未払投資助言報酬	8	6,755,268
未払管理事務代行報酬	7	3,753,164
未払販売報酬	5	3,572,993
未払管理報酬	4	1,125,656
未払代行協会員報酬	10	1,125,639
未払印刷および公告費		1,515,512
未払専門家報酬		1,216,266
未払保管報酬	9	375,212
未払受託報酬	3	541,444
その他の未払費用		4,785
負債合計		28,423,090
純資産額		48,556,665,692
発行済受益証券口数		48,106,525,999口
1口当たり純資産価格		1.0094

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2019年4月30日現在

コモディティ・ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 20,032,486,325円）	2.3	19,211,230,790
その他の資産		683,218
資産合計		19,211,914,008
負債		
未払投資運用報酬	6	3,337,262
未払投資助言報酬	8	2,672,919
未払管理事務代行報酬	7	1,485,051
未払販売報酬	5	1,414,915
未払管理報酬	4	445,395
未払代行協会員報酬	10	445,389
未払印刷および公告費		1,246,033
未払専門家報酬		1,521,515
未払保管報酬	9	148,459
未払受託報酬	3	541,444
その他の未払費用		4,785
負債合計		13,263,167
純資産額		19,198,650,841
発行済受益証券口数		29,237,414,723口
1口当たり純資産価格		0.6566

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

結合計算書

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	1,199,231,274
投資助言報酬	8	933,320,205
管理事務代行報酬	7	518,612,445
販売報酬	5	460,329,138
管理報酬	4	155,461,926
代行協会員報酬	10	155,455,986
保管報酬	9	51,820,968
印刷および公告費		10,808,413
専門家報酬		9,279,404
弁護士報酬		7,838,400
受託報酬	3	7,205,544
登録料		1,997,388
その他の報酬		267,345
費用合計		3,511,628,436
投資純損失		(3,511,628,436)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	2,141,318,868
外国為替	2.6	(61,778)
投資純損失および当期実現利益		(1,370,371,346)
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	39,638,923,300
運用による純資産の純増加		38,268,551,954
資本の変動		
受益証券発行手取額		133,558,190,096
受益証券買戻支払額		(69,873,470,163)
資本の純変動		63,684,719,933
期首現在純資産額		1,024,424,793,092
期末現在純資産額		1,126,378,064,979

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

日本大型株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	213,352,275
投資助言報酬	8	166,037,684
管理事務代行報酬	7	92,261,267
販売報酬	5	81,883,857
管理報酬	4	27,656,624
代行協会員報酬	10	27,655,559
保管報酬	9	9,218,953
印刷および公告費		1,566,325
専門家報酬		1,055,416
弁護士報酬		1,005,640
受託報酬	3	800,616
登録料		221,932
その他の報酬		29,705
費用合計		622,745,853
投資純損失		(622,745,853)
以下に係る実現純(損)益		
投資有価証券	2.3	852,184,729
外国為替	2.6	(7,007)
投資純損失および当期実現利益		229,431,869
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	6,868,664,996
運用による純資産の純増加		7,098,096,865
資本の変動		
受益証券発行手取額		23,746,477,676
受益証券買戻支払額		(10,655,896,956)
資本の純変動		13,090,580,720
期首現在純資産額		181,488,258,390
期末現在純資産額		201,676,935,975

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2019年4月30日終了期間
--

日本小型株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	78,010,066
投資助言報酬	8	60,696,605
管理事務代行報酬	7	33,726,988
販売報酬	5	29,916,350
管理報酬	4	10,110,069
代行協会員報酬	10	10,109,676
保管報酬	9	3,370,032
印刷および公告費		899,221
専門家報酬		889,238
弁護士報酬		752,035
受託報酬	3	800,616
登録料		221,932
その他の報酬		29,705
費用合計		229,532,533
投資純損失		(229,532,533)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	330,611,741
外国為替	2.6	(6,295)
投資純損失および当期実現利益		101,072,913
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	1,215,742,263
運用による純資産の純増加		1,316,815,176
資本の変動		
受益証券発行手取額		8,688,162,334
受益証券買戻支払額		(3,885,560,659)
資本の純変動		4,802,601,675
期首現在純資産額		67,348,624,776
期末現在純資産額		73,468,041,627

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

グローバル株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	181,193,460
投資助言報酬	8	141,087,899
管理事務代行報酬	7	78,397,314
販売報酬	5	69,678,013
管理報酬	4	23,500,984
代行協会員報酬	10	23,500,095
保管報酬	9	7,833,723
印刷および公告費		1,439,943
専門家報酬		1,074,252
弁護士報酬		960,016
受託報酬	3	800,616
登録料		221,932
その他の報酬		29,705
費用合計		529,717,952
投資純損失		(529,717,952)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	916,465,003
外国為替	2.6	(7,079)
投資純損失および当期実現利益		386,739,972
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	12,099,197,711
運用による純資産の純増加		12,485,937,683
資本の変動		
受益証券発行手取額		21,728,440,114
受益証券買戻支払額		(9,872,269,880)
資本の純変動		11,856,170,234
期首現在純資産額		152,282,019,243
期末現在純資産額		176,624,127,160

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	69,871,798
投資助言報酬	8	54,409,443
管理事務代行報酬	7	30,233,288
販売報酬	5	26,874,772
管理報酬	4	9,062,961
代行協会員報酬	10	9,062,613
保管報酬	9	3,020,986
印刷および公告費		869,610
専門家報酬		1,074,252
弁護士報酬		740,626
受託報酬	3	800,616
登録料		221,932
その他の報酬		29,705
費用合計		206,272,602
投資純損失		(206,272,602)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	149,421,556
外国為替	2.6	(6,960)
投資純損失および当期実現利益		(56,858,006)
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	7,600,385,781
運用による純資産の純増加		7,543,527,775
資本の変動		
受益証券発行手取額		7,428,502,108
受益証券買戻支払額		(4,678,278,471)
資本の純変動		2,750,223,637
期首現在純資産額		56,532,171,166
期末現在純資産額		66,825,922,578

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2019年4月30日終了期間
--

グローバル債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	144,132,185
投資助言報酬	8	112,149,370
管理事務代行報酬	7	62,317,241
販売報酬	5	55,283,047
管理報酬	4	18,680,693
代行協会員報酬	10	18,679,996
保管報酬	9	6,226,942
印刷および公告費		1,266,352
専門家報酬		1,074,252
弁護士報酬		897,867
受託報酬	3	800,616
登録料		221,932
その他の報酬		29,705
費用合計		421,760,198
投資純損失		(421,760,198)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	68,197,042
外国為替	2.6	(7,026)
投資純損失および当期実現利益		(353,570,182)
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	2,394,389,670
運用による純資産の純増加		2,040,819,488
資本の変動		
受益証券発行手取額		18,431,276,650
受益証券買戻支払額		(7,027,603,064)
資本の純変動		11,403,673,586
期首現在純資産額		121,313,276,121
期末現在純資産額		134,757,769,195

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

ハイイールド債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	74,830,305
投資助言報酬	8	58,228,956
管理事務代行報酬	7	32,355,734
販売報酬	5	28,708,107
管理報酬	4	9,699,090
代行協会員報酬	10	9,698,724
保管報酬	9	3,233,034
印刷および公告費		907,139
専門家報酬		1,074,252
弁護士報酬		758,694
受託報酬	3	800,616
登録料		221,932
その他の報酬		29,705
費用合計		220,546,288
投資純損失		(220,546,288)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	110,216,476
外国為替	2.6	(6,978)
投資純損失および当期実現利益		(110,336,790)
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	2,214,171,414
運用による純資産の純増加		2,103,834,624
資本の変動		
受益証券発行手取額		8,281,248,316
受益証券買戻支払額		(5,314,491,350)
資本の純変動		2,966,756,966
期首現在純資産額		64,793,339,453
期末現在純資産額		69,863,931,043

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	366,248,102
投資助言報酬	8	284,965,742
管理事務代行報酬	7	158,345,497
販売報酬	5	140,457,543
管理報酬	4	47,466,225
代行協会員報酬	10	47,464,390
保管報酬	9	15,822,241
印刷および公告費		2,459,132
専門家報酬		1,074,252
弁護士報酬		1,365,184
受託報酬	3	800,616
登録料		221,932
その他の報酬		29,705
費用合計		1,066,720,561
投資純損失		(1,066,720,561)
以下に係る実現純（損失）		
投資有価証券	2.3	(411,336,581)
外国為替	2.6	(7,402)
投資純損失および当期実現損失		(1,478,064,544)
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	3,971,331,604
運用による純資産の純増加		2,493,267,060
資本の変動		
受益証券発行手取額		37,212,988,937
受益証券買戻支払額		(24,954,180,653)
資本の純変動		12,258,808,284
期首現在純資産額		320,653,945,524
期末現在純資産額		335,406,020,868

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

不動産（REIT）ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	50,700,958
投資助言報酬	8	39,491,325
管理事務代行報酬	7	21,943,799
販売報酬	5	19,519,282
管理報酬	4	6,578,071
代行協会員報酬	10	6,577,829
保管報酬	9	2,192,678
印刷および公告費		777,533
専門家報酬		889,238
弁護士報酬		709,169
受託報酬	3	800,616
登録料		221,932
その他の報酬		29,705
費用合計		150,432,135
投資純損失		(150,432,135)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	189,518,824
外国為替	2.6	(6,131)
投資純損失および当期実現利益		39,080,558
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	3,361,667,647
運用による純資産の純増加		3,400,748,205
資本の変動		
受益証券発行手取額		5,798,888,512
受益証券買戻支払額		(2,350,465,306)
資本の純変動		3,448,423,206
期首現在純資産額		41,707,494,281
期末現在純資産額		48,556,665,692

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	20,892,125
投資助言報酬	8	16,253,181
管理事務代行報酬	7	9,031,317
販売報酬	5	8,008,167
管理報酬	4	2,707,209
代行協会員報酬	10	2,707,104
保管報酬	9	902,379
印刷および公告費		623,158
専門家報酬		1,074,252
弁護士報酬		649,169
受託報酬	3	800,616
登録料		221,932
その他の報酬		29,705
費用合計		63,900,314
投資純損失		(63,900,314)
以下に係る実現純（損失）		
投資有価証券	2.3	(63,959,922)
外国為替	2.6	(6,900)
投資純損失および当期実現損失		(127,867,136)
以下に係る未実現評価（損）の純変動		
投資有価証券	2.3	(86,627,786)
運用による純資産の純減少		(214,494,922)
資本の変動		
受益証券発行手取額		2,242,205,449
受益証券買戻支払額		(1,128,355,490)
資本の純変動		1,113,849,959
期首現在純資産額		18,299,295,804
期末現在純資産額		19,198,650,841

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

統 計 情 報

	日本大型株式 ファンド	日本小型株式 ファンド	グローバル株式 ファンド	エマージング 株式ファンド	グローバル債券 ファンド
期末現在発行済 受益証券口数					
2017年10月31日	132,981,545,529	38,194,191,560	99,058,869,148	36,997,777,703	105,118,727,978
2018年10月31日	161,489,145,018	44,712,301,920	115,592,055,378	53,047,936,350	126,306,153,933
期中発行口数	21,169,552,149	5,856,852,840	16,420,135,176	6,561,479,506	19,175,583,736
買戻受益証券口数	(9,406,528,904)	(2,598,653,203)	(7,312,125,746)	(4,062,668,188)	(7,288,907,553)
2019年4月30日	173,252,168,263	47,970,501,557	124,700,064,808	55,546,747,668	138,192,830,116

期末現在純資産額	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2017年10月31日	160,921,977,942	64,508,903,320	132,909,533,125	46,941,067,414	103,196,850,722
2018年10月31日	181,488,258,390	67,348,624,776	152,282,019,243	56,532,171,166	121,313,276,121
2019年4月30日	201,676,935,975	73,468,041,627	176,624,127,160	66,825,922,578	134,757,769,195

期末現在1口当たり 純資産価格	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2017年10月31日	1.2101	1.6890	1.3417	1.2688	0.9817
2018年10月31日	1.1238	1.5063	1.3174	1.0657	0.9605
2019年4月30日	1.1641	1.5315	1.4164	1.2031	0.9751

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

統 計 情 報（続き）

	ハイイールド 債券ファンド	オルタナティブ・ ファンド	不動産（REIT） ファンド	コモディティ・ ファンド
期末現在発行済 受益証券口数				
2017年10月31日	55,568,071,100	421,498,324,201	35,053,005,182	21,050,140,439
2018年10月31日	53,151,637,928	475,505,255,945	44,482,920,822	27,511,707,512
期中発行口数	6,748,006,191	55,318,344,753	6,026,497,047	3,452,828,308
買戻受益証券口数	(4,318,792,348)	(37,085,911,806)	(2,402,891,870)	(1,727,121,097)
2019年4月30日	55,580,851,771	493,737,688,892	48,106,525,999	29,237,414,723
期末現在純資産額				
	日本円	日本円	日本円	日本円
2017年10月31日	70,986,715,061	294,722,089,725	32,707,013,481	14,308,533,026
2018年10月31日	64,793,339,453	320,653,945,524	41,707,494,281	18,299,295,804
2019年4月30日	69,863,931,043	335,406,020,868	48,556,665,692	19,198,650,841
期末現在1口当たり 純資産価格				
	日本円	日本円	日本円	日本円
2017年10月31日	1.2775	0.6992	0.9331	0.6797
2018年10月31日	1.2190	0.6743	0.9376	0.6651
2019年4月30日	1.2570	0.6793	1.0094	0.6566

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

日興グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記

2019年4月30日現在

注1. 活動

日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。

2019年4月30日現在、以下の9本のサブ・ファンドおよびそれぞれのトレーディング・カンパニー（以下、各々を「トレーディング・カンパニー」、総称して「トレーディング・カンパニーズ」という。）が運用されていた。

サブ・ファンド	関連するトレーディング・カンパニー
日本大型株式ファンド	NGF-JLCEトレーディング・リミテッド
日本小型株式ファンド	NGF-JSCEトレーディング・リミテッド
グローバル株式ファンド	NGF-GEトレーディング・リミテッド
エマージング株式ファンド	NGF-EEトレーディング・リミテッド
グローバル債券ファンド	NGF-GBトレーディング・リミテッド
ハイイールド債券ファンド	NGF-HYBトレーディング・リミテッド
オルタナティブ・ファンド	NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド
不動産（REIT）ファンド	NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド
コモディティ・ファンド	NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

2019年4月30日現在、運用中の各サブ・ファンドは、基本信託証書および各個別の信託証書に従って構成されていた。

各サブ・ファンドの投資目的は、分散投資を通じて、長期に亘り投資元本の最適な増加を達成することである。

日本大型株式ファンド

日本大型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JLCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JLCEトレーディングの投資証券は日本大型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本大型株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-JLCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本小型株式ファンド

日本小型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JSCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JSCEトレーディングの投資証券は日本小型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本小型株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-JSCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル株式ファンド

グローバル株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GEトレーディングの投資証券はグローバル株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-GEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

エマージング株式ファンド

エマージング株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-EEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-EEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-EEトレーディングの投資証券はエマージング株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

エマージング株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-EEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル債券ファンド

グローバル債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GBトレーディングの投資証券はグローバル債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル債券ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-GBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

ハイイールド債券ファンド

ハイイールド債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-HYBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-HYBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-HYBトレーディングの投資証券はハイイールド債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

ハイイールド債券ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-HYBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

オルタナティブ・ファンド

オルタナティブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-ALTERNATIVEトレーディングの投資証券はオルタナティブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

オルタナティブ・ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-ALTERNATIVEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

不動産（REIT）ファンド

不動産（REIT）ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド（以下「NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの投資証券は不動産（REIT）ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

不動産（REIT）ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

コモディティ・ファンド

コモディティ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド（以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-COMMODITYトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-COMMODITYトレーディングの投資証券はコモディティ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

コモディティ・ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-COMMODITYトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

注2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2.2 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は日本円で表示されている。純資産計算書の結合計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書は、サブ・ファンドの純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の合計である。

2.3 投資有価証券の評価

サブ・ファンドの各トレーディング・カンパニーへの投資は、管理事務代行会社によって計算された関連するトレーディング・カンパニーの純資産総額に基づき評価される。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

2.4 設立費用

設立費用は、全額償却済である。

2.5 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、2019年4月30日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価に関連して生じる未実現外国為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の外国為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

注3. 受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

注4. 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注5. 販売報酬

販売会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬（年率）を受領する権利を有する。かかる報酬は、全てのサブ・ファンドの純資産総額（以下「純資産総額」という。）に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算される。

- ・ 純資産総額のうち3,000億円以下の部分： 0.02%
- ・ 純資産総額3,000億円を超え5,000億円以下の部分： 0.07%
- ・ 純資産総額5,000億円を超え1兆円以下の部分： 0.12%
- ・ 純資産総額1兆円を超える部分： 0.22%

注6. 投資運用報酬

投資運用会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬（年率）を受領する権利を有する。かかる報酬は、純資産総額に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算される。

- ・ 純資産総額のうち3,000億円以下の部分：0.30%
- ・ 純資産総額3,000億円を超え5,000億円以下の部分：0.25%
- ・ 純資産総額5,000億円を超え1兆円以下の部分：0.20%
- ・ 純資産総額1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分：0.10%
- ・ 純資産総額1兆3,000億円を超える部分： 0.08%

注7. 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬（年率）を受領する権利を有する。かかる報酬は、純資産総額に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算される。

- ・ 純資産総額のうち1兆3,000億円以下の部分：0.10%
- ・ 純資産総額1兆3,000億円を超える部分：0.085%

注8. 投資助言報酬

各投資助言会社は、各サブ・ファンドの資産から、下記の通り、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬を受領する権利を有する。

- ・ SMBC日興証券株式会社のために：サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.05%
- ・ 日興グローバルラップ株式会社のために：純資産総額1兆3,000億円以下の部分はサブ・ファンドの純資産額に対して年率0.13%、純資産総額1兆3,000億円を超える部分はサブ・ファンドの純資産額に対して年率0.115%

注9. 保管報酬

保管会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注10. 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注11. 税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、ファンドは、ケイマン諸島総督から、設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

11.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性のある課税関係またはその他の帰結を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12. 関連会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資助言会社ならびに代行協会員および販売会社は、ファンドの関係法人とみなされる。

注13. 受益証券の申込および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書に記載される取得申込通知の手続きに従って、いずれかの発行日に、関連する受益証券の当該発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され購入される。発行価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社により、当該発行日に計算され公表される。

受益証券は、英文目論見書に記載される買戻請求通知の手続きに従って、いずれかの買戻日に、関連する受益証券の当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され公表される。

注14. 後発事象

2019年7月31日以降、サブ・ファンドは、各トレーディング・カンパニーを通じて、主に譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に投資する。それによって、サブ・ファンドは、信用リスク管理に関して日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合するものとされる。

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、期末後に重要なその他の事象はなかった。

（２）【投資有価証券明細表等】

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2019年４月30日現在

日本大型株式ファンド

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託		日本円	日本円	%
154,234,818,862 NGF-JLCEトレーディング・リミテッド	日本円	181,691,594,742	201,785,413,517	100.05
投資信託合計		181,691,594,742	201,785,413,517	100.05
投資有価証券合計		181,691,594,742	201,785,413,517	100.05

（注）各トレーディング・カンパニーの純資産計算書の「純資産額（円）」ならびに運用計算書および純資産変動計算書の「期末現在純資産額（円）」欄に記載された金額は、トレーディング・カンパニーとサブ・ファンドに用いているシステムの性質により誤差が生じるため、各サブ・ファンドの投資有価証券明細表における「投資信託の純資産総額（円）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。以下同じ。

投資有価証券の分類
2019年４月30日現在

日本大型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.05
		100.05
投資有価証券合計		100.05

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

日本小型株式ファンド

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託		日本円	日本円	%
41,626,281,163 NGF-JSCEトレーディング・リミテッド	日本円	66,046,460,221	73,508,682,431	100.06
投資信託合計		66,046,460,221	73,508,682,431	100.06
投資有価証券合計		66,046,460,221	73,508,682,431	100.06

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

日本小型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.06
		100.06
投資有価証券合計		100.06

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

グローバル株式ファンド

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託		日本円	日本円	%
111,018,499,063 NGF-GEトレーディング・リミテッド	日本円	153,862,416,123	176,719,246,808	100.05
投資信託合計		153,862,416,123	176,719,246,808	100.05
投資有価証券合計		153,862,416,123	176,719,246,808	100.05

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

グローバル株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.05
		100.05
投資有価証券合計		100.05

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

エマージング株式ファンド

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
49,020,154,219	NGF-EEトレーディング・リミテッド	日本円	62,006,536,321	66,863,980,556	100.06
投資信託合計			62,006,536,321	66,863,980,556	100.06
投資有価証券合計			62,006,536,321	66,863,980,556	100.06

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

エマージング株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.06
		100.06
投資有価証券合計		100.06

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

グローバル債券ファンド

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託		日本円	日本円	%
122,073,388,332 NGF-GBトレーディング・リミテッド	日本円	131,928,928,893	134,831,278,146	100.05
投資信託合計		131,928,928,893	134,831,278,146	100.05
投資有価証券合計		131,928,928,893	134,831,278,146	100.05

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

グローバル債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.05
		100.05
投資有価証券合計		100.05

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

ハイイールド債券ファンド

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託		日本円	日本円	%
48,492,392,361 NGF-HYBトレーディング・リミテッド	日本円	67,046,617,713	69,903,238,360	100.06
投資信託合計		67,046,617,713	69,903,238,360	100.06
投資有価証券合計		67,046,617,713	69,903,238,360	100.06

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

ハイイールド債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.06
		100.06
投資有価証券合計		100.06

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
438,713,486,224	NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド	日本円	336,843,394,825	335,585,107,017	100.05
投資信託合計			336,843,394,825	335,585,107,017	100.05
投資有価証券合計			336,843,394,825	335,585,107,017	100.05

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

オルタナティブ・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.05
		100.05
投資有価証券合計		100.05

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

不動産（REIT）ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
41,794,913,548	NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド	日本円	43,576,513,505	48,584,497,253	100.06
投資信託合計			43,576,513,505	48,584,497,253	100.06
投資有価証券合計			43,576,513,505	48,584,497,253	100.06

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

不動産（REIT）ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.06
		100.06
投資有価証券合計		100.06

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

コモディティ・ファンド

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
24,942,847,783	NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド	日本円	20,032,486,325	19,211,230,790	100.07
投資信託合計			20,032,486,325	19,211,230,790	100.07
投資有価証券合計			20,032,486,325	19,211,230,790	100.07

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

コモディティ・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.07
		100.07
投資有価証券合計		100.07

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

[次へ](#)

<参考情報>

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2019年4月30日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価 193,220,880,789円）	200,547,090,137
銀行預金	1,230,316,225
投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金に係る未収金	8,056,133

資産合計	201,785,462,495
------	-----------------

純資産額	201,785,462,495
------	-----------------

発行済投資証券口数	154,234,818,862口
1口当たり純資産価格	1.3083

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2019年4月30日終了期間
--

(日本円で表示)

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	36,804,437
------------------------	------------

収益合計

36,804,437

費用

投資先ファンドの管理報酬	69,468,409
保管費用	2,928,573
銀行利息	606,195
取引費用	201,218

費用合計

73,204,395

投資純損失

(36,399,958)

以下に係る実現純（損失）

外国為替	(70,777)
投資有価証券	(57,664,111)

投資純損失および当期実現損失

(94,134,846)

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	7,814,716,365
外国為替	(1,448)

運用による純資産の純増加

7,720,580,071

資本の変動

投資証券発行手取額	23,746,477,676
投資証券買戻支払額	(11,292,595,354)

資本の純変動

12,453,882,322

期首現在純資産額

181,611,000,102

期末現在純資産額

201,785,462,495

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
17,680,260 COMGEST GROWTH PLC JAPAN JPY I ACC	日本円	23,883,537,593	23,939,071,769	11.86
26,927,834 EASTSPRING INV JAP DYNAM FD CJ ACC	日本円	26,615,770,634	27,412,535,409	13.58
1,976,031 GOLDMAN SACHS JAPAN EQ P-I FUND ACC	日本円	23,913,199,176	26,278,669,789	13.02
1,923,356 JPM FUNDS-JAPAN EQUITY FUND X ACC	日本円	24,379,334,692	23,611,117,875	11.70
1,058,316 MAN GLG JPN COREALPHA EQ I JPY ACC	日本円	20,079,359,735	21,597,054,856	10.71
14,910,788 MORANT WRIGHT SAKURA FD B JPY ACC	日本円	14,781,278,285	14,036,439,001	6.97
3,636,972 PICTET JAPAN EQUITY OPPOR I JPY ACC	日本円	37,205,237,107	40,365,803,775	20.00
2,223,893 SPARX JAPAN FD PLC JPY-IC	日本円	22,363,163,567	23,306,397,663	11.55
オープン・エンド型投資信託合計		193,220,880,789	200,547,090,137	99.39
投資有価証券合計		193,220,880,789	200,547,090,137	99.39

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	58.30
		58.30
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	41.09
		41.09
投資有価証券合計		99.39

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

（2019年4月30日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2019年4月30日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価 67,698,062,614円）	72,661,746,161
銀行預金	846,950,043

資産合計	73,508,696,204
------	----------------

純資産額	73,508,696,204
------	----------------

発行済投資証券口数	41,626,281,163口
1口当たり純資産価格	1.7659

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2019年4月30日終了期間
--

(日本円で表示)

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	4,862,742
------------------------	-----------

収益合計

4,862,742

費用

保管費用	1,066,732
銀行利息	427,713
取引費用	159,142
その他の費用	12,541

費用合計

1,666,128

投資純収益

3,196,614

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	486,731,488
外国為替	(549,990)

投資純収益および当期実現利益

489,378,112

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	1,056,851,141
外国為替	(52,929)

運用による純資産の純増加

1,546,176,324

資本の変動

投資証券発行手取額	8,688,162,334
投資証券買戻支払額	(4,121,612,672)

資本の純変動

4,566,549,662

期首現在純資産額

67,395,970,218

期末現在純資産額

73,508,696,204

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
3,785,283 ABERDEEN ST-JPN SML COMP-I2-YEN ACC	日本円	5,361,079,048	5,979,823,957	8.13
26,130,699 BNY MLN JPN SMALL CAP EQUITY W ACC	日本円	5,173,200,564	5,153,634,937	7.01
3,566,503 EASTSPRING INV JAP SM CO CJ JP ACC	日本円	9,336,207,142	9,354,938,011	12.73
1,477,271 JANUS HENDERS JAP SMC -I2- JPY ACC	日本円	7,409,074,086	8,253,806,374	11.23
738,302 PARVEST EQUITY JPN SMC I JPY ACC	日本円	8,401,421,183	9,482,751,221	12.90
840,195 PINEBRIDGE JPN SMALL CAP EQ-Y3-DIS	日本円	5,552,335,559	6,527,581,112	8.88
382,655 PRIVILEGE SMAM JP SM JPY UA ACC	日本円	6,177,232,625	5,969,423,194	8.12
49,673,239 SCHRODER ISF JPN SMALL COMP-C ACC	日本円	7,657,115,781	8,387,336,368	11.41
450,629 SUMITRUST JPN SMAL CAP FD A JPY ACC	日本円	7,426,643,799	6,983,339,821	9.50
314,778 SWISSCANTO LU EQ S/M CAP JP-DT ACC	日本円	5,203,752,827	6,569,111,166	8.94
オープン・エンド型投資信託合計		67,698,062,614	72,661,746,161	98.85
投資有価証券合計		67,698,062,614	72,661,746,161	98.85

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	64.52
	ファンド運用活動	8.94
		73.46
アイルランド		
	ファンド運用活動	18.38
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	7.01
		25.39
投資有価証券合計		98.85

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

（2019年4月30日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-GEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2019年4月30日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価 156,699,134,438円）	173,642,892,302
-------------------------------------	-----------------

銀行預金	3,076,030,313
------	---------------

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金に係る未収金	738,470
------------------------------	---------

資産合計	176,719,661,085
-------------	------------------------

純資産額	176,719,661,085
-------------	------------------------

発行済投資証券口数	111,018,499,063口
-----------	------------------

1口当たり純資産価格	1.5918
------------	--------

NGF-GEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

(日本円で表示)

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	4,716,309
銀行利息	4,679,156

収益合計	9,395,465
------	-----------

費用

投資先ファンドの管理報酬	48,098,127
保管費用	2,462,224
取引費用	208,077

費用合計	50,768,428
------	------------

投資純損失	(41,372,963)
-------	--------------

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	476,123,177
外国為替	(29,075,318)

投資純損失および当期実現利益	405,674,896
----------------	-------------

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	12,613,253,855
外国為替	(2,573,104)

運用による純資産の純増加	13,016,355,647
--------------	----------------

資本の変動

投資証券発行手取額	21,728,440,114
投資証券買戻支払額	(10,406,984,436)

資本の純変動	11,321,455,678
--------	----------------

期首現在純資産額	152,381,849,760
----------	-----------------

期末現在純資産額	176,719,661,085
----------	-----------------

NGF-GEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
1,228,513 AB SICAV - AMERICAN GROWTH-SI ACC	米ドル	15,186,389,359	17,530,075,487	9.92
658,774 ABN AMRO MM ARIST US EQ I USD ACC	米ドル	11,883,392,460	13,421,705,653	7.59
1,648,638 COMGEST GROWTH PLC EUROPE EUR ACC	ユーロ	5,187,697,254	5,323,071,876	3.01
6,734,691 DODGE & COX-US STOCK-USD ACC	米ドル	18,056,800,536	20,284,940,822	11.48
587,542 EDGEWOOD L SL - US SL GTH USD ACC	米ドル	13,933,948,997	16,297,202,023	9.22
392,808 EDR OF CS O HDG LONG USD 1000V ACC**	米ドル	2,101,469,793	2,110,964,598	1.20
3,454,327 FIDELITY FD EUR LARGER CO I EUR ACC	ユーロ	7,001,766,321	7,040,069,124	3.98
5,428,425 GOLDMAN SACHS EUROPE CORE FD IA ACC	ユーロ	11,759,539,864	12,184,562,624	6.89
11,986,724 ISHARES EDGE MSCI USA VALUE FAC ETF	米ドル	8,721,919,174	8,872,078,495	5.02
316,887 JPM FDS JPM EUR STRAT VAL X EUR ACC	ユーロ	5,298,982,483	5,225,382,363	2.97
360,987 LAZARD US EQ CONCENTRATED FUND ACC	米ドル	4,574,883,769	5,378,908,604	3.04
231,401 MFS MERIDIAN EUR RES II EUR FD ACC	ユーロ	5,922,892,782	7,096,255,372	4.02
3,942,733 POLEN CAP INV-FOC US GR IN USD ACC	米ドル	10,895,709,801	11,422,007,013	6.46
425,528 ROBECO BP US LG CAP EQ I USD ACC	米ドル	11,804,626,474	12,090,313,567	6.84
2,002,381 T ROWE PRICE US SMAL CO EQ FD S ACC	米ドル	3,141,975,846	3,519,868,936	2.00
240,377 VANGUARD PACIFIC EX JPN INDX I ACC	米ドル	5,638,049,989	7,002,926,464	3.96
1,173,369 WMF (LUX)- WELL US RES EQ USD S ACC	米ドル	10,373,182,996	13,445,228,756	7.61
1,715,358 WMF (IRL)- WELL STRAT EUR EQ FD ACC	ユーロ	5,215,906,540	5,397,330,525	3.05
オープン・エンド型投資信託合計		156,699,134,438	173,642,892,302	98.26
投資有価証券合計		156,699,134,438	173,642,892,302	98.26

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	44.71
	ファンド運用活動	17.53
		62.24
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	36.02
		36.02
投資有価証券合計		98.26

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-GEトレーディング・リミテッド

(2019年4月30日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-EEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2019年4月30日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価 63,243,019,725円）	65,677,568,862
銀行預金	1,186,319,469

資産合計	66,863,888,331
------	----------------

純資産額	66,863,888,331
------	----------------

発行済投資証券口数	49,020,154,219口
1口当たり純資産価格	1.3640

NGF-EEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

(日本円で表示)

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	21,891,490
銀行利息	3,868,324

収益合計	25,759,814
------	------------

費用

投資先ファンドの管理報酬	22,224,154
保管費用	902,155
取引費用	190,056

費用合計	23,316,365
------	------------

投資純収益	2,443,449
-------	-----------

以下に係る実現純利益

投資有価証券	556,866,366
外国為替	23,127,591

投資純収益および当期実現利益	582,437,406
----------------	-------------

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	7,168,043,372
外国為替	(706,244)

運用による純資産の純増加	7,749,774,534
--------------	---------------

資本の変動

投資証券発行手取額	7,428,502,108
投資証券買戻支払額	(4,886,006,150)

資本の純変動	2,542,495,958
--------	---------------

期首現在純資産額	56,571,617,839
----------	----------------

期末現在純資産額	66,863,888,331
----------	----------------

NGF-EEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
718,497 AB FCP I EMER MKT GROWTH SIUSD ACC	米ドル	4,616,759,862	4,213,493,373	6.30
1,776,725 ACADIAN EM MK EQ UCIT II C USD ACC	米ドル	3,010,715,765	3,285,909,726	4.91
2,351,646 DELAWARE INVEST EMR MRKTS USD I ACC	米ドル	4,063,907,279	4,026,143,311	6.02
202,079 EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC**	米ドル	1,074,462,266	1,085,982,686	1.63
98,608 FIRST ST CHINA GROWTH FD-I ACC	米ドル	1,529,391,461	1,986,335,671	2.98
18,253,109 HERMES GLB EMRG MKT FUND F USD ACC	米ドル	6,068,036,563	6,185,234,884	9.25
26,299,323 LAZARD GL ACTIVE-EM MK EQ-A ACC	米ドル	3,168,968,902	3,010,827,981	4.50
474,711 MAN FD-MAN NUM EMG MKT EQ I USD ACC	米ドル	5,722,363,722	6,773,287,246	10.13
289,519 PZENA EMRG MKT VALUE FD USD A ACC	米ドル	3,711,691,095	3,941,033,074	5.89
3,530,270 T ROWE PRICE EMER MKT EQ FD S ACC	米ドル	5,292,597,256	5,432,907,321	8.13
4,445,282 TT EMERGING MKT EQ FD USD A2 ACC	米ドル	6,363,591,117	6,391,282,209	9.56
382,439 UBS EQ GL EM OP USD I A3 ACC	米ドル	3,979,392,521	4,081,435,670	6.10
451,739 VONTOBEL FD-MTX SUST EMG MKT I ACC	米ドル	7,798,321,323	8,108,345,060	12.13
4,852,329 WMF (LUX)- WEL EM MK RES EQ USD ACC	米ドル	6,842,820,593	7,155,350,650	10.70
オープン・エンド型投資信託合計		63,243,019,725	65,677,568,862	98.23
投資有価証券合計		63,243,019,725	65,677,568,862	98.23

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	53.24
		53.24
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	27.99
	ファンド運用活動	17.00
		44.99
投資有価証券合計		98.23

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-EEトレーディング・リミテッド

(2019年4月30日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり決算日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による未実現評価損益および実現損益の純変動は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-GBトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2019年4月30日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価 127,267,983,160円）	132,383,297,259
-------------------------------------	-----------------

銀行預金	2,445,869,859
------	---------------

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金に係る未収金	1,573,198
------------------------------	-----------

資産合計	134,830,740,316
-------------	------------------------

純資産合計	134,830,740,316
--------------	------------------------

発行済投資証券口数	122,073,388,332口
-----------	------------------

1口当たり純資産価格	1.1045
------------	--------

NGF-GBトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

(日本円で表示)

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	3,456,836
銀行利息	376,569

収益合計	3,833,405
------	-----------

費用

投資先ファンドの管理報酬	73,390,617
保管費用	1,903,394
取引費用	163,489
その他の費用	3,166

費用合計	75,460,666
------	------------

投資純損失	(71,627,261)
-------	--------------

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	235,366,951
外国為替	(10,469,886)

投資純損失および当期実現利益	153,269,804
----------------	-------------

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	2,310,332,833
外国為替	(1,976,834)

運用による純資産の純増加	2,461,625,803
--------------	---------------

資本の変動

投資証券発行手取額	18,431,276,650
投資証券買戻支払額	(7,453,247,223)

資本の純変動	10,978,029,427
--------	----------------

期首現在純資産額	121,391,085,086
----------	-----------------

期末現在純資産額	134,830,740,316
----------	-----------------

NGF-GBトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
440,372 AXA IM FIIS-US CORP BOND FD A ACC	米ドル	9,176,864,677	9,904,003,384	7.35
1,168,084 BLUEBAY INVT GR EURO GV Q EUR ACC	ユーロ	15,859,440,614	15,569,862,670	11.55
325,162 EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC**	米ドル	1,622,595,280	1,747,433,545	1.29
17,748,035 WMF (IRL)-WELL GBL BD FD S USD ACC	米ドル	43,015,630,948	45,167,484,774	33.50
487,254 BLUEBAY INVT GR EURO GV Q USD ACC	米ドル	5,376,914,011	5,574,427,499	4.13
3,754,749 SCHRODER ISF EUR CORP BND C EUR ACC	ユーロ	11,171,592,615	11,587,877,064	8.59
18,282,358 T ROWE PRICE GL AGG BD S FD ACC	米ドル	19,696,546,217	20,091,040,638	14.90
19,448,716 T ROWE PRICE US AGG BD FD S USD ACC	米ドル	21,348,398,798	22,741,167,685	16.87
オープン・エンド型投資信託合計		127,267,983,160	132,383,297,259	98.18
投資有価証券合計		127,267,983,160	132,383,297,259	98.18

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	57.33
	ファンド運用活動	7.35
		64.68
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	33.50
		33.50
投資有価証券合計		98.18

（*）百分率で表示された純資産合計に対する純資産総額の比率

NGF-GBトレーディング・リミテッド

（2019年4月30日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2019年4月30日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価 64,738,423,243円） 68,580,230,634

銀行預金 1,322,862,537

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金に係る未収金 146,994

資産合計 69,903,240,165

純資産額 69,903,240,165

発行済投資証券口数 48,492,392,361口

1口当たり純資産価格 1.4415

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

（日本円で表示）

日本円

収益

銀行利息	1,971,164
投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	209,112

収益合計	2,180,276
------	-----------

費用

保管費用	984,874
取引費用	86,457
その他の費用	6,221

費用合計	1,077,552
------	-----------

投資純収益	1,102,724
-------	-----------

以下に係る実現純利益

投資有価証券	37,799,727
外国為替	3,963,233

投資純収益および当期実現利益	42,865,684
----------------	------------

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	2,282,830,415
外国為替	(1,384,658)

運用による純資産の純増加	2,324,311,441
--------------	---------------

資本の変動

投資証券発行手取額	8,281,248,316
投資証券買戻支払額	(5,539,223,869)

資本の純変動	2,742,024,447
--------	---------------

期首現在純資産額	64,836,904,277
----------	----------------

期末現在純資産額	69,903,240,165
----------	----------------

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
2,653,981 AMUNDI FD - PIONEER US HI YLD I ACC	米ドル	4,277,905,664	4,976,495,472	7.12
1,842,355 BLACKROCK GL EMKT LC BD I2 USD ACC	米ドル	5,113,016,978	4,997,767,767	7.15
21,402 CANDRIAM BONDS EUR HI YLD V EUR ACC	ユーロ	4,724,661,582	5,108,770,583	7.31
182,709 EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC**	米ドル	907,665,446	981,882,888	1.41
6,438,641 GOLDMAN SACHS EMMKT DBT P I USD ACC	米ドル	10,790,379,923	11,361,257,885	16.25
8,938,765 LORD ABBETT HGH YLD USD I ACC	米ドル	12,794,777,925	13,297,098,835	19.02
9,899,821 NEUBRGR BERMAN IF-EMD LOC CUR I2 ACC	米ドル	9,862,858,757	9,983,670,219	14.28
3,661,958 NEUBRGR BERMAN IF-HIGH YLD BD I ACC	米ドル	8,625,141,784	9,892,916,903	14.15
893,635 NORDEA 1 EUR HGH YLD BD BI EUR ACC	ユーロ	3,776,153,759	4,140,658,816	5.92
259,091 VONTOBEL FD-EMERGING MKTS DBT I ACC	米ドル	3,865,861,425	3,839,711,266	5.50
オープン・エンド型投資信託合計		64,738,423,243	68,580,230,634	98.11
投資有価証券合計		64,738,423,243	68,580,230,634	98.11

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	43.54
	ファンド運用活動	7.12
		50.66
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	47.45
		47.45
投資有価証券合計		98.11

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

（2019年4月30日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2019年4月30日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価 318,893,074,453円）	328,468,443,189
銀行預金	9,544,157,131

資産合計

338,012,600,320

負債

為替予約契約に係る未実現純評価損	2,428,933,417
------------------	---------------

負債合計

2,428,933,417

純資産額

335,583,666,903

発行済投資証券口数	438,713,486,224口
1口当たり純資産価格	0.7649

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2019年4月30日終了期間
--

(日本円で表示)

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	26,724,106
銀行利息	21,002,289

収益合計	47,726,395
-------------	-------------------

費用

投資先ファンドの管理報酬	21,723,936
保管費用	4,534,002
取引費用	569,239
その他の費用	6,221

費用合計	26,833,398
-------------	-------------------

投資純収益	20,892,997
--------------	-------------------

以下に係る実現純利益

投資有価証券	104,964,574
外国為替	21,837,193
為替予約契約	2,939,760

投資純収益および当期実現利益	150,634,524
-----------------------	--------------------

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	3,609,978,065
外国為替	(2,304,281)
為替予約契約	(197,760,895)

運用による純資産の純増加	3,560,547,413
---------------------	----------------------

資本の変動

投資証券発行手取額	37,212,988,937
投資証券買戻支払額	(26,044,796,942)

資本の純変動	11,168,191,995
---------------	-----------------------

期首現在純資産額	320,854,927,495
-----------------	------------------------

期末現在純資産額	335,583,666,903
-----------------	------------------------

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
953,503 BLACKROCK STR FD BR ST ADV I2RFH ACC	日本円	10,436,751,760	9,845,470,887	2.93
1,418,226 BLACKROCK STR FD GL EV DRV I2 JPY ACC	日本円	14,273,080,268	14,746,276,481	4.39
588,404 BLACKROCK STR FD EUR AB - I2E ACC	ユーロ	10,225,140,060	10,300,029,992	3.07
97,911 FORT GLOB OFFSH-GLOB CONT C JPY ACC	日本円	9,782,157,258	9,914,314,059	2.95
13,354,343 GAM STAR CAT BOND FD INST A USD ACC	米ドル	19,615,682,705	21,094,233,603	6.29
1,101,847 GBL SOVEREIGN OPP FD LTD S JPY ACC	日本円	10,095,000,000	9,876,864,505	2.94
1,053,242 GSA TREND FUND LIMITED JPY ACC	日本円	10,426,894,071	10,188,561,064	3.04
145,333 HELIUM PERFORMANCE-E JPY FD ACC	日本円	14,533,297,800	14,674,779,454	4.37
137,432 IPM SYST MACRO UCITS I USD ACC	米ドル	15,445,938,732	16,743,246,879	4.99
1,208,472 JPM INVT FD GL MACRO OPP I JPY ACC	日本円	12,392,385,748	13,240,018,738	3.95
830,595 JPM US OPPORT LS EQ FD S2 JPY ACC	日本円	8,294,239,664	8,207,943,693	2.45
196,373 LFIS VISION - PREMIA OPP A1 JPY ACC	日本円	19,651,668,505	20,769,143,839	6.19
6,751 LUX INVEST FUND US EQUITY PLUS A**	米ドル	977,612,480	-	-
121,426 MARSHALL WACE-JAP MKT NEUTRAL A	日本円	2,200,000,000	2,182,692,031	0.65
149,129,017 MERIAN GLOBAL EQ ABS RET USD I ACC	米ドル	26,320,981,809	26,862,395,033	8.00
23,876,650 MLIS-MARSHALL WACE TP JPY B ACC	日本円	23,686,952,998	22,617,395,694	6.74
6,110,272 MLIS-MILLBURN DIVERSIF JPY X5 ACC	日本円	6,080,832,243	6,616,202,198	1.97
17,765,217,749 MUZINICH LG SH CRD YI-NJ JPY ACC FD	日本円	17,760,010,423	18,033,472,536	5.37
2,313,590 MW FDS-MW LIQD ALPHA FD A USD ACC	米ドル	27,015,722,169	31,357,135,690	9.34
347,701 MW FDS-MW LIQD ALPHA FD B JPY ACC	日本円	3,655,152,055	3,687,316,014	1.10
127,500 PARUS FUND PLC USD -C- ACC	米ドル	7,082,500,834	6,872,726,193	2.05
552,038 PICTET TOTAL RETURN AGORA HI JP ACC	日本円	9,124,352,592	9,554,128,552	2.85
1,198,464 SCHRODER GAIA EGERTON EQU C JPY ACC	日本円	30,013,578,101	31,566,924,090	9.41
981,354 T ROWE PRICE-DYN GL BD FD SH JPY AC	日本円	9,803,142,178	9,517,171,964	2.84
オープン・エンド型投資信託合計		318,893,074,453	328,468,443,189	97.88
投資有価証券合計		318,893,074,453	328,468,443,189	97.88

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

(**) Luxembourg Investment Fund US Equity Plus Aはその資産の実質的にすべてを、バーナード・L.マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（「BMIS」）に割り当てていたと見られる。2008年12月11日、バーナード・マドフ（Bernard Madoff）はポンジ・スキームを行った容疑により詐欺罪で逮捕された。バーナード・マドフの資産は凍結され、管財人が指名された。したがって、管理会社の取締役会は、Luxembourg Investment Fund US Equity Plusへのサブ・ファンドの投資価値を2009年5月25日付の純資産総額から時価の100%減額することを決定した。長引くことが予想されるが、資金回収に関連して訴訟および行政手続が現在進行している。現段階でファンドの回復についての明確な情報はない。管理会社の取締役会は、引き続き状況を監視していく。

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

投資有価証券の分類 2019年4月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	51.16
		51.16
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	37.79
		37.79
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	8.93
		8.93
投資有価証券合計		97.88

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

（2019年4月30日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり決算日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による未実現評価損益および実現損益の純変動は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド

純資産計算書

2019年4月30日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価 43,006,252,795円）	47,697,269,454
銀行預金	887,335,410

資産合計	48,584,604,864
------	----------------

純資産額	48,584,604,864
------	----------------

発行済投資証券口数	41,794,913,548口
1口当たり純資産価格	1.1625

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2019年4月30日終了期間

(日本円で表示)

日本円

収益

配当金	226,179,914
投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	4,944,741
銀行利息	452,521

収益合計	231,577,176
------	-------------

費用

保管費用	1,040,521
取引費用	89,283

費用合計	1,129,804
------	-----------

投資純収益	230,447,372
-------	-------------

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	23,556,372
外国為替	(2,635,540)

投資純収益および当期実現利益	251,368,204
----------------	-------------

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	3,300,290,273
外国為替	(359,778)

運用による純資産の純増加	3,551,298,699
--------------	---------------

資本の変動

投資証券発行手取額	5,798,888,512
投資証券買戻支払額	(2,501,345,253)

資本の純変動	3,297,543,259
--------	---------------

期首現在純資産額	41,735,762,906
----------	----------------

期末現在純資産額	48,584,604,864
----------	----------------

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
1,027,312 AXA WF-FRAMLINGTON GLB RE SEC I ACC	米ドル	11,259,786,774	12,352,998,427	25.43
2,109,603 BROOKFIELD GL.RE.INST.(E) USD ACC	米ドル	8,284,614,199	9,150,714,654	18.83
1,372,762 COHEN&STEERS GLOB RE SEC FD IX ACC	米ドル	2,168,971,055	2,437,935,690	5.02
142,885 EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC**	米ドル	752,104,730	767,870,442	1.57
4,097,465 ISHARES DEVELOPED MK PROP UCITS DIS	米ドル	11,194,894,030	12,314,139,917	25.35
514,505 ISHARES JAPAN REIT ETF	日本円	949,008,387	1,002,770,245	2.06
2,799,685 PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC	米ドル	8,396,873,620	9,670,840,079	19.91
オープン・エンド型投資信託合計		43,006,252,795	47,697,269,454	98.17
投資有価証券合計		43,006,252,795	47,697,269,454	98.17

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	44.18
	ファンド運用活動	19.91
		64.09
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	32.02
		32.02
日本		
	ファンド運用活動	2.06
		2.06
投資有価証券合計		98.17

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

(2019年4月30日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2019年4月30日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価 19,202,048,540円）	18,737,386,784
銀行預金	473,812,631

資産合計	19,211,199,415
------	----------------

純資産額	19,211,199,415
------	----------------

発行済投資証券口数	24,942,847,783口
1口当たり純資産価格	0.7702

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2019年4月30日終了期間
--

(日本円で表示)

	日本円
収益	
銀行利息	442,545
収益合計	442,545
費用	
保管費用	377,502
取引費用	90,475
その他の費用	3,210
費用合計	471,187
投資純損失	(28,642)
以下に係る実現純（損）益	
外国為替	17,012
投資有価証券	(47,861,558)
投資純損失および当期実現損失	(47,873,188)
以下に係る未実現評価（損）の変動	
外国為替	(332,735)
投資有価証券	(102,308,078)
運用による純資産の純減少	(150,514,001)
資本の変動	
投資証券発行手取額	2,242,205,449
投資証券買戻支払額	(1,194,327,946)
資本の純変動	1,047,877,503
期首現在純資産額	18,313,835,913
期末現在純資産額	19,211,199,415

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2019年4月30日現在

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
92,990 CS NOVA LUX-COMDTY PLUS IB USD ACC	米ドル	7,537,112,899	6,937,677,464	36.11
57,293 EDR OF CS 0 HDG LONG USD 1000V ACC**	米ドル	295,939,107	307,896,106	1.60
6,809,476 GS-GSQUARTIX MOD STRAT FD X USD ACC	米ドル	7,499,611,766	7,462,608,471	38.85
229,184 ISHARES GBL INF LK GVT BD UCITS ACC	米ドル	3,869,384,768	4,029,204,743	20.97
オープン・エンド型投資信託合計		19,202,048,540	18,737,386,784	97.53
投資有価証券合計		19,202,048,540	18,737,386,784	97.53

投資有価証券の分類
2019年4月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	76.56
		76.56
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	20.97
		20.97
投資有価証券合計		97.53

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

（2019年4月30日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の実現為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

2019年5月末日現在、管理会社の資本金は、5,446,220ユーロ（約6億6,302万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,435円）の記名式株式272,311株を発行済である。

(注) ユーロの円換算は、便宜上、2019年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.74円）による。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託を管理運営するための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（随時改正される。）（以下「1915年法」という。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託（以下「UCI」という。）（UCIに関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（随時改正される。）（以下「2010年法」という。）第125—2条に規定された）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）（以下「AIFMD」という。）およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの改正された2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）に基づき、ファンドに関しオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。管理会社は、UCIの管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。

管理会社はSMB C日興ルクセンブルグ銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社は上記の受任者が適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを保証する。管理会社は、受任者または再受任者の業務遂行を監督する義務を負うものとし、受任者または再受任者の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドに対する損失について、当該損失が管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き責任を負うものではない。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

管理会社、その関係会社、これらの取締役、役員、従業員または代理人は、各サブ・ファンドの管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人としてそれぞれ強いられまたは被ることがある、関連する信託証書に基づきまたは各サブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、各サブ・ファ

ンドの信託財産から補償される。かかる補償は、管理会社、その関係会社、その取締役、役員、従業員または代理人の故意の不履行、重過失または詐欺により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議による事前の承認を得て、受託会社により解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は、有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

2019年5月末日現在、管理会社は、以下のとおりに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

（2019年5月末日現在）

純資産総額（通貨別）	
米ドル	3,410,142,164
ユーロ	7,198,051
円	1,130,036,252,539
豪ドル	2,177,823,109
ニュージーランド・ドル	727,806,554
カナダ・ドル	61,891,843

投資信託の基本的性格	
ルクセンブルグ籍契約型オープン・エンド型投資信託の数	2
ケイマン諸島籍契約型オープン・エンド型投資信託の数	8

（3）【その他】

半期報告書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.74円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【資産及び負債の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2019年3月31日現在

（単位：ユーロ）

	注	2019年3月31日		2018年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
－その他の付帯設備、用具および備品	3	－	－	7,133	868
流動資産					
－債権					
売掛金					
1年以内に期限の到来するもの	4	950,429	115,705	8,148,808	992,036
その他の売掛金					
1年以内に期限の到来するもの	8	152,624	18,580	173,576	21,131
－預金および手許現金		8,718,219	1,061,356	9,424,307	1,147,315
前払金		59,894	7,291	60,731	7,393
資産合計		9,881,166	1,202,933	17,814,554	2,168,744
負債					
資本金および準備金					
－払込資本金	5	5,446,220	663,023	5,446,220	663,023
－準備金					
法定準備金	6	214,772	26,146	127,699	15,546
その他の積立金	7	1,445,530	175,979	2,291,131	278,922
		1,660,302	202,125	2,418,830	294,468
－当期損益		1,776,405	216,260	1,741,473	212,007
		8,882,927	1,081,408	9,606,522	1,169,498
引当金					
－納税引当金	8	756,072	92,044	822,153	100,089
－その他の引当金	9	115,443	14,054	102,456	12,473
		871,515	106,098	924,609	112,562
非劣後債務					
－買掛金					
1年以内に期限の到来するもの		126,724	15,427	90,154	10,975
－その他の債務					
1年以内に期限の到来するもの	10	－	－	7,193,269	875,709
		126,724	15,427	7,283,423	886,684
負債合計		9,881,166	1,202,933	17,814,554	2,168,744

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

（２）【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2019年3月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注	2019年3月31日		2018年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	11.2	14,117,836	1,718,705	25,500,232	3,104,398
人件費					
給与および賃金		1,003,366	122,150	722,355	87,939
給与および賃金に係る社会保障費		104,573	12,731	79,819	9,717
補足年金費用		25,726	3,132	20,262	2,467
その他の社会保障費		97,430	11,861	51,402	6,258
		1,231,095	149,874	873,838	106,381
その他の営業費用	12.1	253,090	30,811	215,246	26,204
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		5,840	711	2,983	363
		15,607,862	1,900,101	26,592,299	3,237,346
法人所得税	8	622,870	75,828	610,590	74,333
前勘定科目に表示されていない その他の税金		—	—	—	—
当期利益		1,776,405	216,260	1,741,473	212,007
費用合計		18,007,136	2,192,189	28,944,362	3,523,687
収益					
純売上高	11.1	17,935,667	2,183,488	28,868,642	3,514,468
その他の営業収益	12.2	71,469	8,701	75,720	9,218
その他の利息およびその他の財務収益					
その他の利息および類似財務収益		—	—	—	—
		18,007,136	2,192,189	28,944,362	3,523,687
当期損失		—	—	—	—
収益合計		18,007,136	2,192,189	28,944,362	3,523,687

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
オフ・バランスシート
2019年3月31日現在
(単位：ユーロ)

	注	2019年3月31日		2018年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	14	—	—	—	—

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ**財務書類に対する注記**

2019年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUC I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」ということがある。）の第125－2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の別紙I（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2019年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラムII（「QMS II」）、日興オフショア・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドおよびクオンティック・トラストの10の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整			
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
内訳：						
一家具、付帯設備	7,264	7,264	(6,020)	(7,264)	1,244	—
ーオフィス設備	26,619	26,619	(20,730)	(26,619)	5,889	—
	33,883	33,883	(26,750)	(33,883)	7,133	—

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

一家具、付帯設備	20%
ーオフィス設備	50%

注４．債権

2019年３月31日および2018年３月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

注５．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

注６．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも５％を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10％に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2018年度の利益に関しては、87,073ユーロが積立てられた（2017年度の利益に関しては、55,160ユーロ。）。

注７．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2018年３月31日現在残高	5,446,220	127,699	1,994,731	296,400	2,291,133	1,741,472
損益の繰入額	—	87,073	1,414,248	240,150	1,654,398	(1,741,472)
分配済み配当金			(2,500,000)		(2,500,000)	
当期損益	—	—	—	—	—	1,776,404
2019年３月31日現在残高	5,446,220	214,772	908,980	536,550	1,445,530	1,776,404

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2017年３月31日現在残高	5,446,220	72,539	1,143,694	99,400	1,243,094	1,103,197
損益の繰入額	—	55,160	851,037	197,000	1,048,037	(1,103,197)
当期損益	—	—	—	—	—	1,741,473
2018年３月31日現在残高	5,446,220	127,699	1,994,731	296,400	2,291,131	1,741,473

当社は、施行された税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の５倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、５年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金－1年以内に期限の到来するもの」として計上されている。

注9．その他の引当金

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	115,443	98,751
未払付加価値税（VAT）に対する引当金	—	251
優先債権者に対する引当金（社会保障）	20,765	—
優先債権者に対する引当金（給与に係る税金）	—	3,454
	<u>136,208</u>	<u>102,456</u>

注10．その他の債務

2019年3月31日および2018年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	—	4,915,922
未払販売報酬	—	2,277,347
	<u>—</u>	<u>7,193,269</u>

注11．純売上高およびその他の営業費用**11.1 純売上高**

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	17,935,667	28,861,804
弁護士報酬	—	6,838
	<u>17,935,667</u>	<u>28,868,642</u>

2019年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、ニコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）－エル・プラス・タンジェント、日興オフショア・ファンズ－アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー・トラッカー・ファンド、日興オフショア・ファンズ－アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート・ストラテジー・トラッカー・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ－日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSMから、当該四半期中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ－ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ－ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）（これらの2つのシ

リーズ・トラストは2018年8月31日付で償還した。)、プレミアム・ファンズーキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド(このシリーズ・トラストは2019年1月31日付で償還した。)、プレミアム・ファンズーヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズーグローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズーシュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズーウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズーウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズーグローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズーグローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズーウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラストーグラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラストーヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラストー日興グローバル・CB・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズー日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズー日興ダイナミック・エクイティから、当該月中のこれらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラストー日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラストーワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラムIIから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラストー米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703から、毎月後払いされる、(i) シリーズ・トラストの当初発行価格に(ii) 関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

2018年9月末まで、当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。2018年10月1日以降、年次管理報酬は、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.03%である。日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの1つ(日興グローバル・ファンズー日本債券ファンド)が、2018年10月31日付で償還した。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費

用控除後)」とは、(a) ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン／ロスを含む。)より、
(b) ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

11.2 その他の外部費用

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	13,817,735	25,174,016
その他の費用	300,101	326,216
	<u>14,117,836</u>	<u>25,500,232</u>

2018年9月30日まで、当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社(以下「IM」および「販売会社」という。)に支払われる。当社が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストのIMおよび販売会社に支払った合計金額は、2018年9月30日に終了した半期において13,820,085.19ユーロおよび2018年3月31日に終了した年度において25,174,016ユーロであった。

2018年10月31日まで、日興グローバル・ファンズについて、日本債券ファンドのみ、日本相互証券株式会社のウェブサイト上で公表されている新発日本国債10年利回り(以下「JGB利回り」という。)の主要な利回りによって決まる2つの異なる報酬水準が適用される。(かかるシリーズ・トラストの英文目論見書において定義されるとおり) 利回り参照日現在のJGB利回りが0%未満である場合、当社は、シリーズ・トラストの資産から、(0.35%ではなく)純資産価額の0.175%の年次管理報酬を受領する権利を有する。そのうち、(0.32%ではなく)0.16%がIMおよび販売会社に支払われる。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注12. その他の営業費用およびその他の営業収益

12.1 その他の営業費用

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	253,090	215,246
	<u>253,090</u>	<u>215,246</u>

12.2 その他の営業収益

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	32,486	27,093
SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社への業務提供に対する引当金	11,700	11,700
凍結ファンドに関する評価調整の償却	—	35,679
過年度からの税金の払戻し	24,964	—
その他	<u>2,319</u>	<u>1,248</u>

71,469	75,720
--------	--------

注13. 従業員および取締役**13.1 取締役**

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2019年3月31日	2018年3月31日
取締役	4	4

13.2 就業者

2019年3月31日および2018年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2019年3月31日	2018年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	2	3
従業員	3	3
	7	8

注14. 後発事象

本財務書類において開示される後発事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2019****(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2019 EUR	March 31, 2018 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	-	7 133
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	950 429	8 148 808
Other receivables			
- becoming due and payable within one year	8	152 624	173 576
- Cash at bank and in hand		8 718 219	9 424 307
Prepayments		<u>59 894</u>	<u>60 731</u>
Total assets		<u>9 881 166</u>	<u>17 814 554</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	214 772	127 699
other reserves	7	<u>1 445 530</u>	<u>2 291 131</u>
		1 660 302	2 418 830
- Profit or loss for the financial year		<u>1 776 405</u>	<u>1 741 473</u>
		8 882 927	9 606 522
Provisions			
- Provisions for taxation	8	756 072	822 153
- Other provisions	9	<u>115 443</u>	<u>102 456</u>
		871 515	924 609
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		126 724	90 154
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	10	<u>-</u>	<u>7 193 269</u>
		<u>126 724</u>	<u>7 283 423</u>
Total liabilities		<u>9 881 166</u>	<u>17 814 554</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
Profit and loss account for the year ended March 31, 2019
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2019 EUR	March 31, 2018 EUR
CHARGES			
Other external charges	11.2	14 117 836	25 500 232
Staff costs			
- Salaries and wages		1 003 366	722 355
- Social security on salaries and wages		104 573	79 819
- Supplementary pension costs		25 726	20 262
- Other social costs		<u>97 430</u>	<u>51 402</u>
		1 231 095	873 838
 Other operating charges	12.1	253 090	215 246
Interest and other financial charges			
- Other interest and similar financial charges		<u>5 840</u>	<u>2 983</u>
		15 607 862	26 592 299
 Income tax	8	622 870	610 590
Other taxes not included in the previous caption		<u>-</u>	<u>-</u>
 Profit for the financial year		<u>1 776 405</u>	<u>1 741 473</u>
Total charges		<u>18 007 136</u>	<u>28 944 362</u>
 INCOME			
Net turnover	11.1	17 935 667	28 868 642
Other operating income	12.2	71 469	75 720
Other interest and other financial income			
- Other interest and similar financial income		<u>-</u>	<u>-</u>
		<u>18 007 136</u>	<u>28 944 362</u>
 Loss for the financial year		<u>-</u>	<u>-</u>
Total income		<u>18 007 136</u>	<u>28 944 362</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2019****(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
		EUR	EUR
Assets held for third parties		-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2019, the Company manages 10 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II (“**QMS II**”), Nikko Offshore Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund, and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Fixed assets						
of which:						
-furniture, fixture and fittings	7 264	7 264	(6 020)	(7 264)	1 244	-
-office arrangements	26 619	26 619	(20 730)	(26 619)	5 889	-
	<u>33 883</u>	<u>33 883</u>	<u>(26 750)</u>	<u>(33 883)</u>	<u>7 133</u>	<u>-</u>

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Furniture, fixture and fittings	20%
Office arrangements	50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2019 and March 31, 2018 represent management fees receivable.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 87 073 was made in respect of the profit of 2018 (EUR 55 160 in respect of the profit of 2017).

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2018	5 446 220	127 699	1 994 731	296 400	2 291 133	1 741 472
Allocation of the result	-	87 073	1 414 248	240 150	1 654 398	(1 741 472)
Dividend distributed			(2 500 000)		(2 500 000)	
Result for the financial year	-	-	-	-	-	1 776 404
Balance at March 31, 2019	<u>5 446 220</u>	<u>214 772</u>	<u>908 980</u>	<u>536 550</u>	<u>1 445 530</u>	<u>1 776 404</u>
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2017	5 446 220	72 539	1 143 694	99 400	1 243 094	1 103 197
Allocation of the result	-	55 160	851 037	197 000	1 048 037	(1 103 197)
Result for the financial year	-	-	-	-	-	1 741 473
Balance at March 31, 2018	<u>5 446 220</u>	<u>127 699</u>	<u>1 994 731</u>	<u>296 400</u>	<u>2 291 131</u>	<u>1 741 473</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet and tax advances are recorded under “Other receivables becoming due and payable within one year” in the balance sheet.

Note 9 – Other provisions

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Provision for general expenses	115 443	98 751
Provision for VAT payable	-	251
Provision for preferential creditors (social security)	20 765	-
Provision for preferential creditors (taxes on salaries)	-	3 454
	<u>136 208</u>	<u>102 456</u>

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2019 and March 31, 2018 are analysed as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Advisory fees payable	-	4 915 922
Distribution fees payable	-	2 277 347
	<u>-</u>	<u>7 193 269</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 11 - Net turnover and other external charges****11.1 - Net turnover**

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Management fees	17 935 667	28 861 804
Legal Commission	-	6 838
	<u>17 935 667</u>	<u>28 868 642</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2019 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux) – L Plus Tangent, Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy Tracker Fund, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate Strategy Tracker Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged) (these two series trusts terminated on 31st August 2018), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund (this series trust terminated on 31st January 2019), Premium Funds – European High Yield, Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds - Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds - Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund, Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)**

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703, a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the series trust and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds and until end of September 2018 an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total. As from 1st October 2018, the annual management fee is 0.03% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. One of the series trusts of Nikko Global Funds (Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund) was terminated on 31st October 2018.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

11.2 - Other external charges

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	13 817 735	25 174 016
Other expenses	<u>300 101</u>	<u>326 216</u>
	<u>14 117 836</u>	<u>25 500 232</u>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the investment manager and to the distributor of the series trusts of Nikko Global Funds (the "IM" and the "Distributor") until September 30, 2018. The total amount paid by the Company to the IM and Distributor of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR13,820,085.19 during the half year ended September 30, 2018 and EUR 25 174 016 during the full year ended March 31, 2018.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)**

Until October 31, 2018, for Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund only, two different fee levels started to apply depending on the main yield rate of newly-issued ten-year Japanese government bonds (the "JGB Rate"), which is published on the website of Japan Bond Trading Co., Ltd. If the JGB Rate is below 0% as of the Rate Reference Date (as defined in the offering memorandum of this series trust), the Company is entitled to receive out of the assets of the series trust the annual management fee of 0.175% of the net asset value instead of 0.35%, out of which 0.16% instead of 0.32% are paid to the IM and to the Distributor.

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 12 - Other operating charges and other operating income**12.1 - Other operating charges**

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>253 090</u>	<u>215 246</u>
	<u>253 090</u>	<u>215 246</u>

12.2 - Other operating income

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	32 486	27 093
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	11 700	11 700
Write-off value adjustment on frozen funds	-	35 679
Reimbursement tax from previous years	24 964	-
Other	<u>2 319</u>	<u>1 248</u>
	<u>71 469</u>	<u>75 720</u>

Note 13 - Staff and directors**13.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
Directors	4	4

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****13.2 - Personnel**

The number of personnel employed as at March 31, 2019 and March 31, 2018 was as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
Senior Management	2	2
Middle Management	2	3
Employees	<u>3</u>	<u>3</u>
	<u>7</u>	<u>8</u>

Note 14 – Subsequent events

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

6【その他】

2019年4月26日提出済みの募集事項等記載書面（同日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）および有価証券報告書の記載事項の一部について、2019年7月31日付でファンドの設立地における英文目論見書が改訂され、ファンドの投資対象および投資制限等が変更されるため、また、2019年7月22日付で同年7月31日を効力発生日とする追補信託証書が締結されたため、これらに関する記載を訂正するとともに、その他の関連情報の更新等を行う。

（注）下線または傍線部分は訂正箇所を示す。

証券情報

（1）ファンドの名称

<訂正前>

（前略）

（注）日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、2019年4月26日現在、①日本大型株式ファンド（Japan Large Cap Equity Fund）、②日本小型株式ファンド（Japan Small Cap Equity Fund）、③グローバル株式ファンド（Global Equity Fund）、④エマージング株式ファンド（Emerging Equity Fund）、⑤グローバル債券ファンド（Global Bond Fund）、⑥ハイイールド債券ファンド（High Yield Bond Fund）、⑦オルタナティブ・ファンド（Alternative Fund）、⑧不動産（REIT）ファンド（Real Estate（REIT） Fund）および⑨コモディティ・ファンド（Commodity Fund）（以下、それぞれを「サブ・ファンド」という。）の9本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンドである。なお、アンブレラとは、その下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

<訂正後>

（前略）

（注）日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、2019年7月31日現在、①日本大型株式ファンド（Japan Large Cap Equity Fund）、②日本小型株式ファンド（Japan Small Cap Equity Fund）、③グローバル株式ファンド（Global Equity Fund）、④エマージング株式ファンド（Emerging Equity Fund）、⑤グローバル債券ファンド（Global Bond Fund）、⑥ハイイールド債券ファンド（High Yield Bond Fund）、⑦オルタナティブ・ファンド（Alternative Fund）、⑧不動産（REIT）ファンド（Real Estate（REIT） Fund）および⑨コモディティ・ファンド（Commodity Fund）（以下、それぞれを「サブ・ファンド」という。）の9本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンドである。なお、アンブレラとは、その下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

有価証券報告書

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

a. サブ・ファンドの目的、信託金の限度額

<訂正前>

アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。ファンドの各シリーズ・ユニット・トラスト（以下、各々を「サブ・ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書（随時、修正および追補される。）（以下、「基本信託証書」という。）およびその関連する2006年9月20日付追補信託証書（以下、各々を「追補信託証書」といい、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づいて設定されている。

2019年4月26日現在、以下の9本のサブ・ファンドがファンドのサブ・ファンドであり、各サブ・ファンドが日本において販売される。

（後略）

<訂正後>

アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された日興グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。ファンドの各シリーズ・ユニット・トラスト(以下、各々を「サブ・ファンド」という。)は、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書(随時、修正および追補される。)(以下、「基本信託証書」という。)ならびにその関連する2006年9月20日付追補信託証書(2008年3月25日追補済)および2019年7月22日付追補信託証書(以下、各々を「追補信託証書」といい、基本信託証書と併せて「信託証書」という。)に基づいて設定されている。

2019年7月31日現在、以下の9本のサブ・ファンドがファンドのサブ・ファンドであり、各サブ・ファンドが日本において販売される。

(後略)

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

2017年4月20日 修正および再録基本信託証書締結

<訂正後>

(前略)

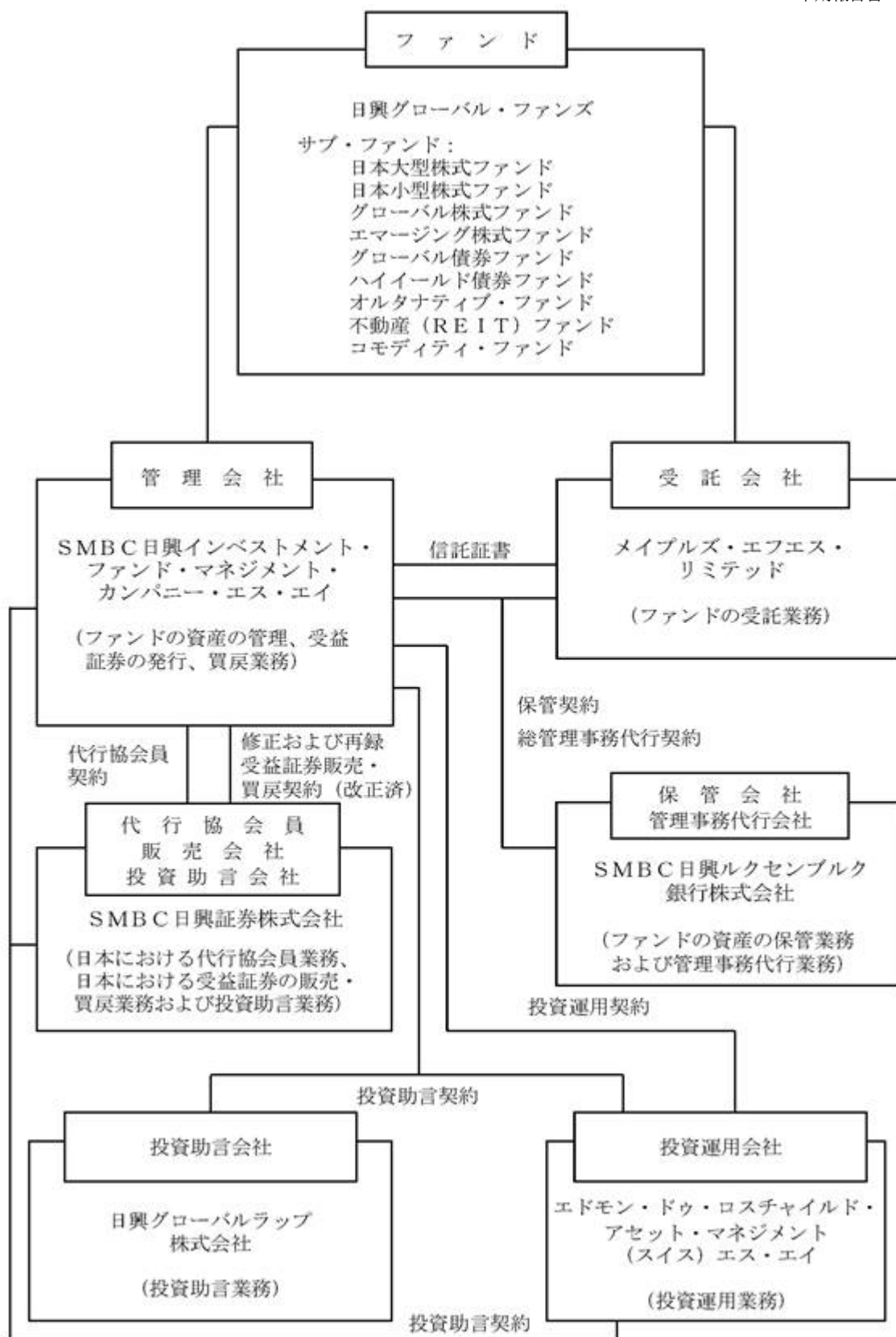
2017年4月20日 修正および再録基本信託証書締結

2019年7月22日 追補信託証書締結

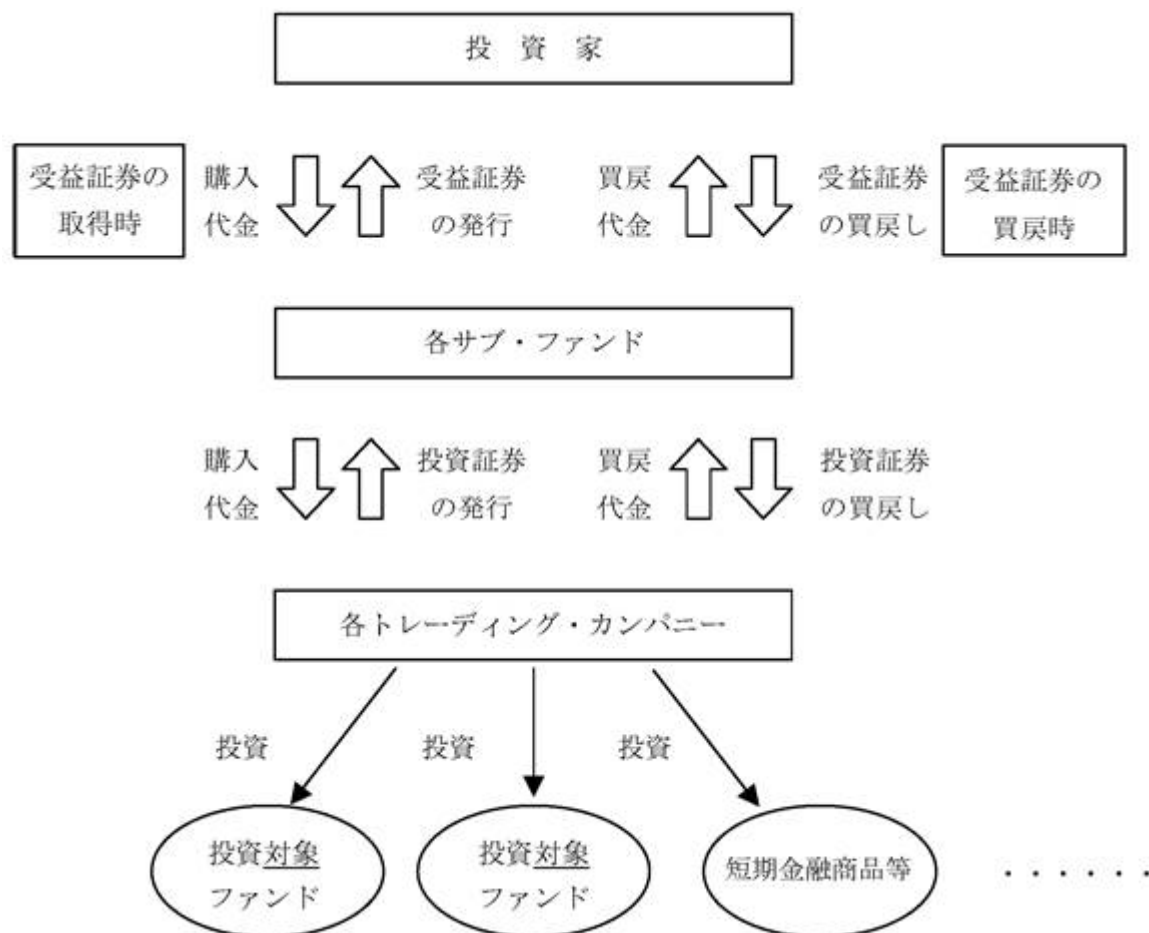
(3) ファンドの仕組み

① ファンドの仕組み

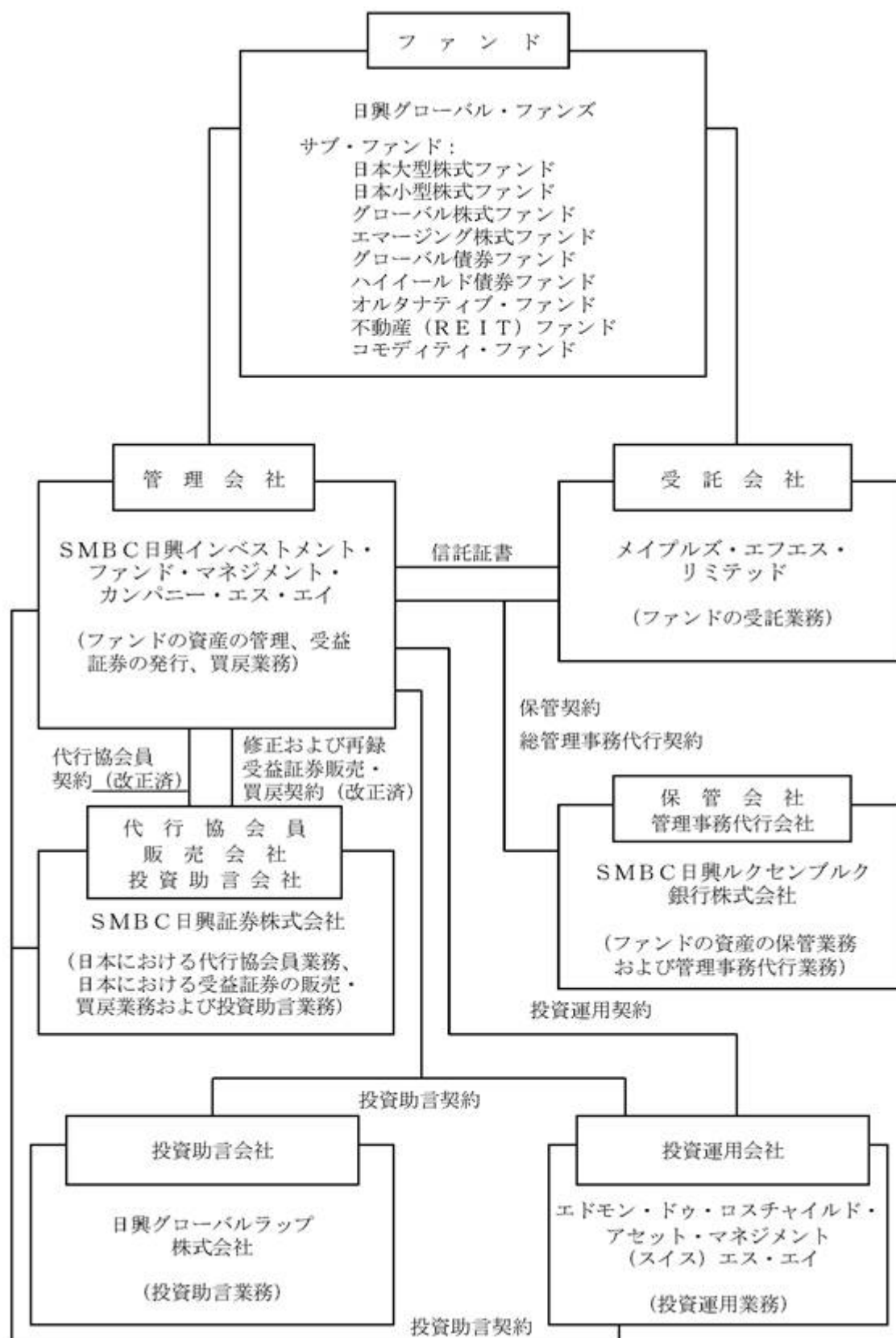
<訂正前>



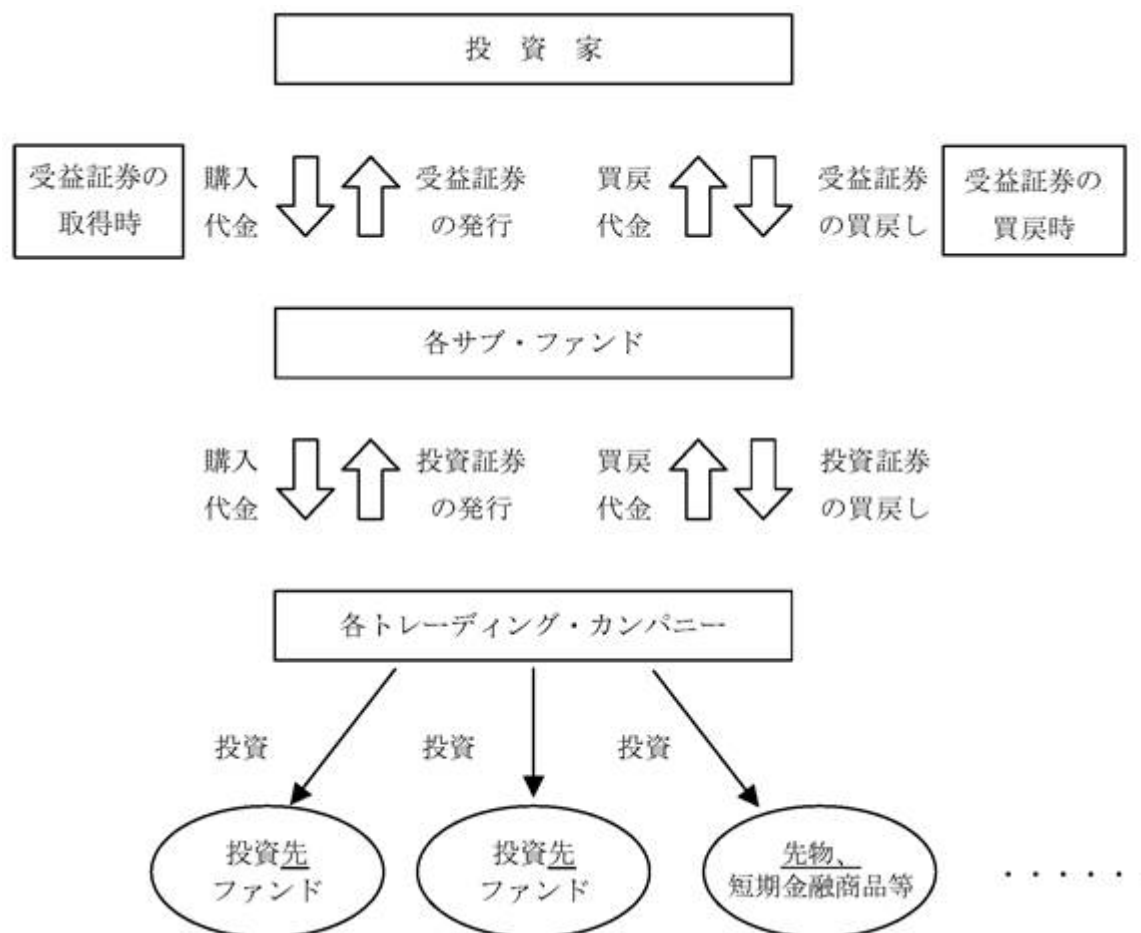
(注) 各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



<訂正後>



（注）各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	信託証書（2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書および2006年9月20日付追補信託証書をいう。）を受託会社との間で締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の管理、受益証券の発行、買戻業務を行う。
メイプルズ・エフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	信託証書（2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書および2006年9月20日付追補信託証書をいう。）を管理会社との間で締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を行う。

(中略)

SMBC日興証券株式会社	代行協会員 販売会社 投資助言会社	2006年9月28日付で管理会社との間で代行協会員契約（注3）を締結。日本において代行協会員業務を行う。 2016年7月8日付で管理会社との間で修正および再録受益証券販売・買戻契約（改正済）（注4）を締結。日本において販売・買戻業務を行う。 2018年4月26日付で管理会社および投資運用会社との間で投資助言契約（注5）を締結。投資助言業務を行う。
--------------	-------------------------	---

(後略)

<訂正後>

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	信託証書（2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書ならびに2006年9月20日付追補信託証書（2008年3月25日付追補済）および2019年7月22日付追補信託証書をいう。）を受託会社との間で締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の管理、受益証券の発行、買戻業務を行う。
メイプルズ・エフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	信託証書（2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書ならびに2006年9月20日付追補信託証書（2008年3月25日付追補済）および2019年7月22日付追補信託証書をいう。）を管理会社との間で締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を行う。

(中略)

SMB C日興証券株式会社	代行協会員 販売会社 投資助言会社	2006年9月28日付で管理会社との間で代行協会員契約(改正済)^(注3)を締結。日本において代行協会員業務を行う。 2016年7月8日付で管理会社との間で修正および再録受益証券販売・買戻契約(改正済)^(注4)を締結。日本において販売・買戻業務を行う。 2018年4月26日付で管理会社および投資運用会社との間で投資助言契約^(注5)を締結。投資助言業務を行う。
---------------	-------------------------	---

(後略)

③ 管理会社の概要

(iii) 資本金の額

<訂正前>

2019年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億8,671万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,522円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は便宜上、2019年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=126.09円)による。以下、ユーロの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによる。

<訂正後>

2019年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億6,302万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,435円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は便宜上、2019年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=121.74円)による。以下、ユーロの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによる。

（４）ファンドに係る法制度の概要

① 準拠法の名称

<訂正前>

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2019年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制される。

<訂正後>

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2019年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2019年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制される。

（６）監督官庁の概要

<訂正前>

（前略）

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役または代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（2017年改正）（以下「税務情報庁法」という。）もしくは貯蓄収入情報報告（EU）法（2014年改正）（以下「貯蓄収入情報報告（EU）法」という。）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

<訂正後>

（前略）

受託会社またはケイマン諸島に居住する代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（2017年改正）（以下「税務情報庁法」という。）もしくは貯蓄収入情報報告（EU）法（2014年改正）（以下「貯蓄収入情報報告（EU）法」という。）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2 投資方針

（2）投資対象

<訂正前>

各トレーディング・カンパニーの投資対象は、次のとおりである。

① 日本大型株式ファンド：NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

日本大型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、日本に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制された市場で取引されている株式に投資することである。NGF-JLCEトレーディングは、上記に類似した投資目的を有する上場ファンドに投資することができる。

2019年7月31日以降、NGF-JLCEトレーディングは、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、日本に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制された市場で取引されている株式に投資することである。NGF-JLCEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-JLCEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-JLCEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品（ただし差金決済されない為替予約取引を除く。）に投資することができる。NGF-JLCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-JLCEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-JLCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

② 日本小型株式ファンド：NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

日本小型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、日本に登記上の事務所を置く中小企業の発行する日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制された市場で取引されている株式に投資することである。NGF-JSCEトレーディングは、上記に類似した投資目的を有する上場ファンドに投資することができる。

2019年7月31日以降、NGF-JSCEトレーディングは、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、日本に登記上の事務所を置く中小企業の発行する日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制された市場で取引されている株式に投資することである。NGF-JSCEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を

有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-JSCEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-JSCEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品（ただし差金決済されない為替予約取引を除く。）に投資することができる。NGF-JSCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-JSCEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-JSCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

③ グローバル株式ファンド：NGF-GEトレーディング・リミテッド

グローバル株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、北米、欧州またはアジア太平洋諸国に登録上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する北米、欧州またはアジア太平洋諸国の証券取引所に上場されているかまたは北米、欧州またはアジア太平洋諸国の規制された市場で取引されている株式に投資することである。NGF-GEトレーディングは、上記に類似した投資目的を有する上場ファンドに投資することができる。

2019年7月31日以降、NGF-GEトレーディングは、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、北米、欧州またはアジア太平洋諸国に登録上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する北米、欧州またはアジア太平洋諸国の証券取引所に上場されているかまたは北米、欧州またはアジア太平洋諸国の規制された市場で取引されている株式に投資することである。NGF-GEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-GEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-GEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品（ただし差金決済されない為替予約取引を除く。）に投資することができる。NGF-GEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

（中略）

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-GEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

④ エマージング株式ファンド：NGF-EEトレーディング・リミテッド

エマージング株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-EEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、新興国に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する新興国の証券取引所に上場されているかまたは新興国の規制された市場で取引されている株式に投資することである。NGF-EEトレーディングは、上記に類似した投資目的を有する上場ファンドに投資することができる。

2019年7月31日以降、NGF-EEトレーディングは、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、新興国に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する新興国の証券取引所に上場されているかまたは新興国の規制された市場で取引されている株式に投資することである。NGF-EEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-EEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-EEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品（ただし差金決済されない為替予約取引を除く。）に投資することができる。NGF-EEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

（中略）

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-EEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-EEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

⑤ グローバル債券ファンド：NGF-GBトレーディング・リミテッド

グローバル債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GBトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、世界規模で幅広い投資適格債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、普通債、変動利付債、またはインフレ指数もしくはその他のインデックスもしくは証券に連動する証券である。また、かかる金融商品は、国、準公的機関、政府機関または会社により発行されることがあり、証券取引所に上場され、もしくは規制された市場で取引されることがある。NGF-GBトレーディングは、上記に類似した投資目的を有する上場ファンドに投資することができる。

2019年7月31日以降、NGF-GBトレーディングは、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、世界規模で幅広い投資適格債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、普通債、変動利付債、またはインフレ指数もしくはその他のインデックスもしくは証券に連動する証券である。また、かかる金融商品は、国、準公的機関、政府機関または会社により発行されることがあり、証券取引所に上場され、もしくは規制された市場で取引されることがある。NGF-GBトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-GBトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-GBトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品（ただし差金決済されない為替予約取引を除く。）に投資することができる。NGF-GBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

（中略）

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-GBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

⑥ ハイイールド債券ファンド：NGF-HYBトレーディング・リミテッド

ハイイールド債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-HYBトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、世界規模で幅広い債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、社債、政府債、仕組債、変動利付債、普通債、転換社債、ローン、資産担保証券、クレジット・デフォルト・スワップ、または他のインデックス、もしくは金融商品を指標化した証券である。かかる金融商品は、証券取引所に上場されているかまたは規制された市場で取引されることがある。NGF-HYBトレーディングは、上記に類似した投資目的を有する上場ファンドに投資することができる。

2019年7月31日以降、NGF-HYBトレーディングは、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、世界規模で幅広い債券に投資

することである。かかる債券の形態は、主として、社債、政府債、仕組債、変動利付債、普通債、転換社債、ローン、資産担保証券、クレジット・デフォルト・スワップ、または他のインデックス、もしくは金融商品を指標化した証券である。かかる金融商品は、証券取引所に上場されているかまたは規制された市場で取引されることがある。NGF-HYBトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-HYBトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-HYBトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品（ただし差金決済されない為替予約取引を除く。）に投資することができる。NGF-HYBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

（中略）

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-HYBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-HYBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

⑦ オルタナティブ・ファンド：NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

オルタナティブ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。）のポートフォリオは、主として、絶対的なリターンの達成を目指すファンドおよびヘッジ・ファンドを含むがこれらに限られない、様々な投資戦略およびターゲット・リターン・プロフィールを有するオルタナティブ・ファンドに対する投資により構成される。かかるポートフォリオ・ファンドは、株式、債券（ゼロ・クーポン債、インデックス債、転換社債を含む。）、ワラント、かかる証券のオプション、先物・先渡取引、商品（コモディティ）、短期金融商品、またはかかる証券もしくはその他の投資ビークルに対して投資を行う投資ビークルの投資証券もしくは受益証券を含むがこれらに限られないあらゆる種類の固定利付もしくは変動利付証券の取引、購入、売却その他の方法による取得、保有、処分、取引を行うことができる。また、かかるポートフォリオ・ファンドは、大規模な証券の空売りを行うこと、高い程度のレバレッジを利用すること、ディストレスト証券および人気銘柄への投資を行うこと、ならびにあらゆる種類の先物、オプションおよび通貨取引を含む金融証書の店頭取引および投機的取引を行うこともできる。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、上記に類似した投資目的を有する上場ファンドに投資することができる。

2019年7月31日以降、NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託は絶対的なリターンの達成を目指すUCITSおよびヘッジ・ファンド戦略を有するUCITSを含むがこれらに限られない、オルタナティブ戦略またはターゲット・リターン・プロフィールなど様々な投資戦略を有する。かかるポートフォリオ・ファンドは、株式、債券（ゼロ・クーポン債、インデックス債、転換社債を含む。）、ワラント、かかる証券のオプション、先物・先渡取引、商品（コモディティ）、短期金融商品、またはかかる証券もしくはその他の投資ビークルに対して投資を行う投資ビークルの投資証券もしくは受益証券を含むがこれらに限られないあらゆる種類の固定利付もしくは変動利付証券の取引、購入、売却その他の方法による取得、保有、処分、取引を行うことができる。また、かかるポートフォリオ・ファンドは、大規模な証券の空売りを

行うこと、高い程度のレバレッジを利用すること、ディストレスト証券および人気銘柄への投資を行うこと、ならびにあらゆる種類の先物、オプションおよび通貨取引を含む金融証券の店頭取引および投機的取引を行うこともできる。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-ALTERNATIVEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品（ただし差金決済されない為替予約取引を除く。）に投資することができる。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-ALTERNATIVEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。投資運用会社は、投資運用会社および管理会社との間における議論に基づき適宜改訂される投資運用契約の補足文書に記載されたヘッジ比率を遵守することに合意している。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

⑧ 不動産（REIT）ファンド：NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド

不動産（REIT）ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド（以下「NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング」という。）のポートフォリオは、主として不動産関連ファンドに投資する。ポートフォリオ・ファンドは、流動性が低い場合がある。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング自体は、不動産への直接の投資は行わない。ポートフォリオは、地理的エクスポージャー、マネジャーのスタイルおよび物件タイプの点で分散が図られることを目指す。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、上記に類似した投資目的を有する上場ファンドに投資することができる。付随的に、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの資産を、不動産分野に投資を行うことを投資方針とするオルタナティブ・ファンドに投資することもできる。

2019年7月31日以降、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングのポートフォリオは、主として、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）である不動産関連ファンドに投資する。ポートフォリオ・ファンドは、流動性が低い場合がある。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング自体は、不動産への直接の投資は行わない。ポートフォリオは、地理的エクスポージャーおよび物件タイプの点で分散が図られることを目指す。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品（ただし差金決済されない為替予約取引を除く。）に投資することができる。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

（中略）

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

⑨ コモディティ・ファンド：NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

コモディティ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド（以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。）は、主として、商品関連セクターの株式や、商品（エネルギー、農産物、工業用金属、貴金属および家畜を含むがこれらに限られない）またはインフレ連動債への分散投資ならびに／または商品価格の高騰時もしくは物価上昇時に比較的高い運用成績を達成すると予想される流動性の高い資産に対して投資を行うことを投資方針とするオープン・エンド型の投資信託の受益証券または投資証券に主に投資することによりその投資目的を達成することを目指す。NGF-COMMODITYトレーディングは、上記に類似した投資目的を有する上場ファンドに投資することができる。NGF-COMMODITYトレーディングの投資対象資産には、株式、指数先物、商品先物、商品指数先物およびインフレ連動債が含まれるが、これらに限られない。

2019年7月31日以降、NGF-COMMODITYトレーディングは、主として、商品関連セクターの株式や、商品（エネルギー、農産物、工業用金属、貴金属および家畜を含むがこれらに限られない）またはインフレ連動債への分散投資ならびに／または商品価格の高騰時もしくは物価上昇時に比較的高い運用成績を達成すると予想される流動性の高い資産に対して投資を行うことを投資方針とする欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に主に投資することによりその投資目的を達成することを目指す。NGF-COMMODITYトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-COMMODITYトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。NGF-COMMODITYトレーディングの投資対象資産には、株式、指数先物、商品先物、商品指数先物およびインフレ連動債が含まれるが、これらに限られない。

NGF-COMMODITYトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品（ただし差金決済されない為替予約取引を除く。）に投資することができる。NGF-COMMODITYトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

（中略）

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-COMMODITYトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-COMMODITYトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

（後略）

<訂正後>

各トレーディング・カンパニーの投資対象は、次のとおりである。

① 日本大型株式ファンド：NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

日本大型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性

のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、日本に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制された市場で取引されている株式に主として投資することである。NGF-JLCEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-JLCEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-JLCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-JLCEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-JLCEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-JLCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資（想定元本）および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額（現金を除く。）は、NGF-JLCEトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-JLCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

② 日本小型株式ファンド：NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

日本小型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、日本に登記上の事務所を置く中小企業の発行する日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制された市場で取引されている株式に主として投資することである。NGF-JSCEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-JSCEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-JSCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-JSCEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-JSCEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-JSCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資（想定元本）および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額（現金を除く。）は、NGF-JSCEトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-JSCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

③ グローバル株式ファンド：NGF-GEトレーディング・リミテッド

グローバル株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、北米、欧州またはアジア太平洋諸国に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する北米、欧州またはアジア太平洋諸国の証券取引所に上場されているかまたは北米、欧州またはアジア太平洋諸国の規制された市場で取引されている株式に主として投資することである。NGF-GEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-GEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-GEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-GEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

（中略）

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-GEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資（想定元本）および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額（現金を除く。）は、NGF-GEトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-GEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

④ エマージング株式ファンド：NGF-EEトレーディング・リミテッド

エマージング株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-EEトレーディング」という。）は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、新興国に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する新興国の証券取引所に上場されているかまたは新興国の規制された市場で取引されている株式に投資することである。NGF-EEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-EEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-EEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-EEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

（中略）

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-EEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-EEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資（想定元本）および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額（現金を除く。）は、NGF-EEトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-EEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

⑤ グローバル債券ファンド：NGF-GBトレーディング・リミテッド

グローバル債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GBトレーディング」という。）は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、世界規模で幅広い投資適格債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、普通債、変動利付債、またはインフレ指数もしくはその他のインデックスもしくは証券に連動する証券である。また、かかる金融商品は、国、準公的機関、政府機関または会社により発行されることがあり、証券取引所に上場され、もしくは規制された市場で取引されることがある。NGF-GBトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-GBトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

（中略）

NGF-GBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-GBトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

（中略）

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-GBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資（想定元本）および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額（現金を除く。）は、NGF-GBトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-GBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

⑥ ハイイールド債券ファンド：NGF-HYBトレーディング・リミテッド

ハイイールド債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド(以下「NGF-HYBトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、世界規模で幅広い債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、社債、政府債、仕組債、変動利付債、普通債、転換社債、ローン、資産担保証券、クレジット・デフォルト・スワップ、または他のインデックス、もしくは金融商品を指標化した証券である。かかる金融商品は、証券取引所に上場されているかまたは規制された市場で取引されることがある。NGF-HYBトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-HYBトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

(中略)

NGF-HYBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-HYBトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

(中略)

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-HYBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-HYBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-HYBトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-HYBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

⑦ オルタナティブ・ファンド：NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

オルタナティブ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託は絶対的なリターンの達成を目指すUCITSおよびヘッジ・ファンド戦略を有するUCITSを含むがこれらに限られない、オルタナティブ戦略またはターゲット・リターン・プロフィールなど様々な投資戦略を有する。かかるポートフォリオ・ファンドは、株式、債券(ゼロ・クーポン債、インデックス債、転換社債を含む。)、ワラント、かかる証券のオプション、先物・先渡し取引、商品(コモディティ)、短期金融商品、またはかかる証券もしくはその他の投資ビークルに対して投資を行う投資ビークルの投資証券もしくは受益証券を含むがこれらに限られないあらゆる種類の固定利付もしくは変動利付証券の取引、購入、売却その他の方法による取得、保有、処分、取引を行うことができる。また、かかるポートフォリオ・ファンドは、大規模な証券の空売りを行うこと、高い程度のレバレッジを利用すること、ディストレスト証券および人気銘柄への投資を行うこと、ならびにあらゆる種類の先物、オプションおよび通貨取引を含む金融証書の店頭取引および投機的取引を行うこともできる。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投

資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-ALTERNATIVEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

(中略)

NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-ALTERNATIVEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。投資運用会社は、投資運用会社および管理会社との間における議論に基づき適宜改訂される投資運用契約の補足文書に記載されたヘッジ比率を遵守することに合意している。

さらに、NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-ALTERNATIVEトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

⑧ 不動産(REIT)ファンド：NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング・リミテッド

不動産(REIT)ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング・リミテッド(以下「NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング」という。))のポートフォリオは、主として、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)である不動産関連ファンドに投資する。ポートフォリオ・ファンドは、流動性が低い場合がある。NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング自体は、不動産への直接の投資は行わない。ポートフォリオは、地理的エクスポージャーおよび物件タイプの点で分散が図られることを目指す。NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。))への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。))に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

(中略)

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資(想定元本)および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額(現金を除く。)は、NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

⑨ コモディティ・ファンド：NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

コモディティ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド（以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。）は、主として、商品関連セクターの株式や、商品（エネルギー、農産物、工業用金属、貴金属および家畜を含むがこれらに限られない）またはインフレ連動債への分散投資ならびに／または商品価格の高騰時もしくは物価上昇時に比較的高い運用成績を達成すると予想される流動性の高い資産に対して投資を行うことを投資方針とする欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に主に投資することによりその投資目的を達成することを目指す。NGF-COMMODITYトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-COMMODITYトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。NGF-COMMODITYトレーディングの投資対象資産には、株式、指数先物、商品先物、商品指数先物およびインフレ連動債が含まれるが、これらに限られない。

NGF-COMMODITYトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-COMMODITYトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

（中略）

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-COMMODITYトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-COMMODITYトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。先物への投資（想定元本）および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額（現金を除く。）は、NGF-COMMODITYトレーディングの純資産総額の100%を超えてはならない。

NGF-COMMODITYトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

（後略）

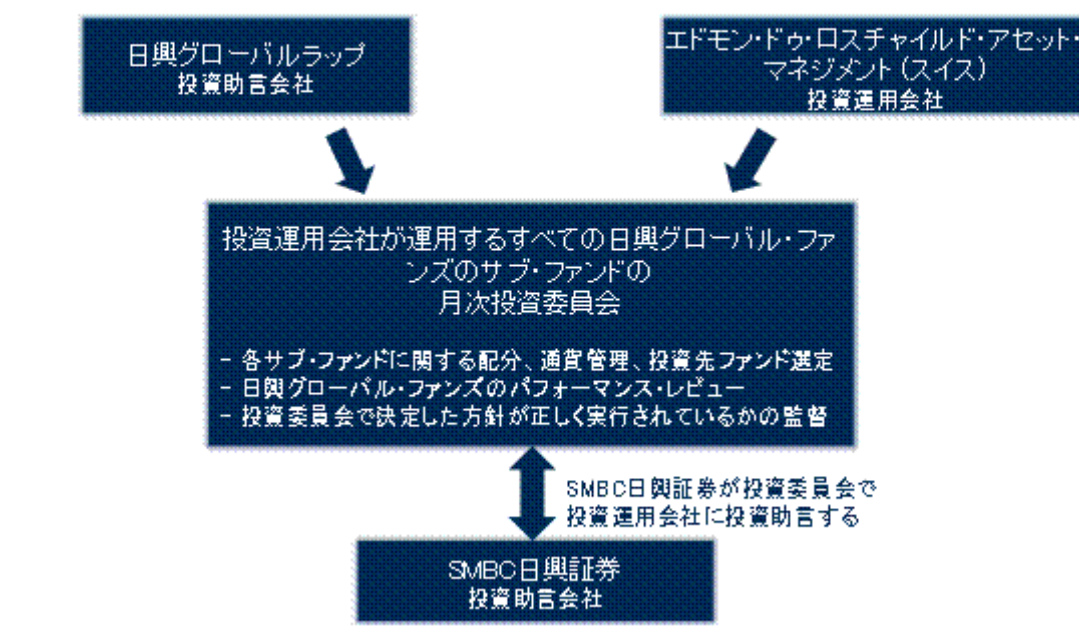
（3）運用体制

<訂正前>

（イ）運用体制

ファンドの運用体制は以下に記載されるとおりである。

日興グローバル・ファンズの投資チームおよび投資委員会



月次投資委員会は、投資運用会社、投資助言会社およびエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループのメンバーにより構成され、サブ・ファンドの運用を調整し、サブ・ファンドの投資方針、およびその実行を協議する。投資委員会は、以下の事項について検討する。

- 世界の市場の見通し
- 各サブ・ファンドの投資戦略
- 各サブ・ファンド内の投資先ファンド選定

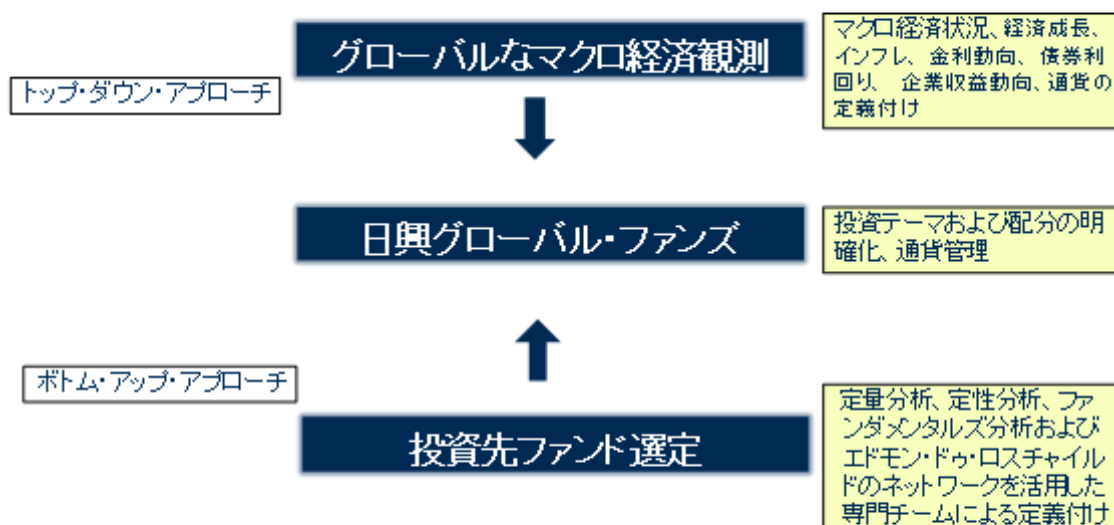
投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーは投資委員会での助言をふまえて投資を実行することにより、日々サブ・ファンドの運用を行う。

（上記の体制は2019年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。）

（ロ）投資運用方針の意思決定プロセス

ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスを通じて決定される。

投資プロセス



ファンドの投資プロセスは、資産タイプ、地域および業種の見通しを検討するグローバルなマクロレビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。マクロの背景（成長、インフレ、金利、債券利回り、通貨および企業収益の動向）が投資テーマおよびファンド配分を明確にするための基礎として検討される。投資は、最適な投資先ファンドを用いて行われる。このような投資先ファンドは、ボトム・アップ・アプローチ、定量的な尺度と定性分析およびファンダメンタルの分析の融合に基づき専門チームにより選定される。

投資は、全体としての費用を可能な限り低く抑えるために（可能であれば）全ての選定された投資先ファンドの機関投資家クラスを用いて行われる。

（ハ）職務および権限

日興グローバル・ファンズの投資委員会

日興グローバル・ファンズに関して一般に設定された投資方針(資産配分および投資先ファンド選定)の

- 定義
- 構築
- 実行

について責任を負う。

(二) 会議体もしくは委員会またはその他の内部組織

月次投資委員会

エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(スイス) /
日興グローバルラップ

任務

- ・ 投資運用会社が運用するサブ・ファンドに関する戦略的資産配分ガイドラインの定義、実行および監視

頻度

- ・ 月次

目的

- ・ 投資方針に従った資産配分、投資先ファンド選定のための市場見通しの分析

委員長

- ・ マルチマネジメントのグループ責任者

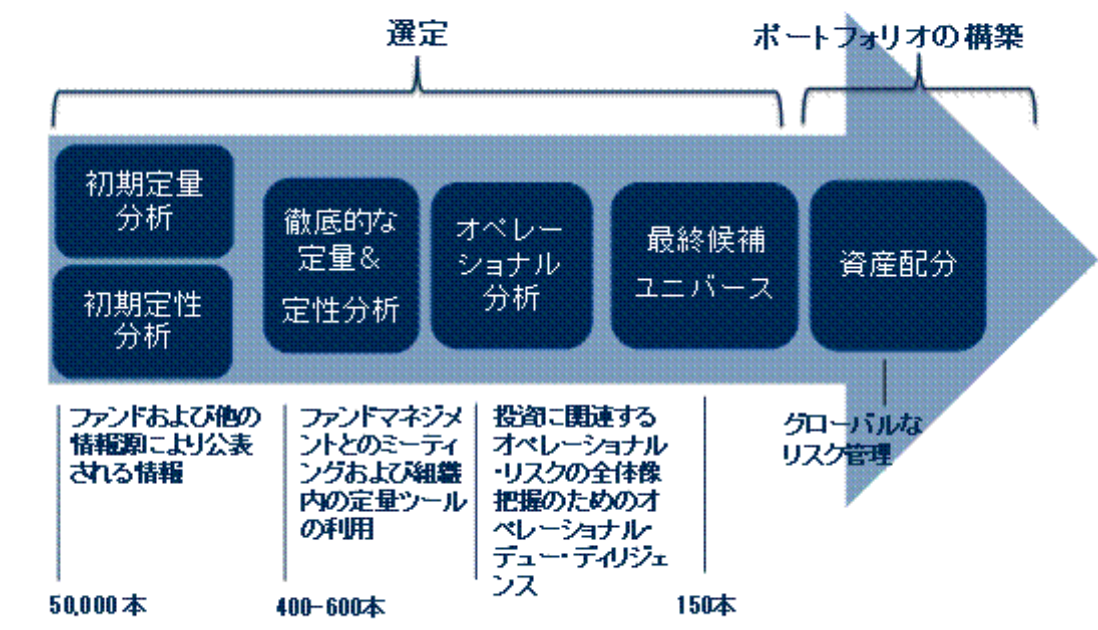
参加者

- ・ SMB C日興証券、日興グローバルラップ、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(スイス) およびエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループの代表者

(ホ) 投資先ファンドの運用体制

投資運用会社は、マルチマネジメントのグループの責任者およびジュネーブを拠点とする投資先ファンド選定チームによるサポートを受ける。

投資先ファンド選定プロセス



（a）投資運用の実行

投資委員会による推奨に引き続いて、投資運用会社が投資決定を実行する。原則として、投資は、各サブ・ファンドのために毎日行われる。

（b）関連するリスクのモニタリング

モニタリングは、効果的なポートフォリオ配分と、各ファンドのリスク／リターン・プロフィールであるそれぞれの戦略的配分ガイドラインとを比較検討して行われる。顧客の財産を保全するため、市場状況によっては、このプロファイルから著しく逸れることがある。リスクのモニタリングは、パフォーマンスをそれぞれのリスク・プロフィールと比較検討し、また、裏付け投資のパフォーマンスを当該投資カテゴリーの代表指数と比較検討することにより、行われる。

（c）リスク管理、投資運用評価および法的管理

投資委員会は、毎月、ポートフォリオ・マネジャーとの間で、ポートフォリオ・レビュー・ミーティングを開き、各ポートフォリオのリスク要因について協議し、ファンドが過剰なリスク（資産クラス、投資テーマ、業種および戦略に関する過剰な連結集中が起こっている場合や、選定されたファンド間に過剰な相関性が存在する場合等。）にさらされているか否かを検討する。

投資行動は、指図取扱事務に関する主な事務リスク要因を考慮に入れた、投資運用会社の経営陣により承認された手続に準拠する。

（ヘ）投資運用会社

管理会社は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（スイス）エス・エイを、管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しつつ各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資運用会社として任命している。投資運用会社は、スイス、ジュネーブ 1204 アルクビューズ通り 8 番に登記上の事務所を有する。同社は1989年6月27日にスイスで設立され、2017年9月以来、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイの子会社である。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイは1924年に設立されたスイスの会社であり、ジュネーブ、ヘッセ通り18番に登記上の事務所を有する。

投資運用会社、そのマネージング・ダイレクター、従業員またはコンサルタントは、投資運用契約に定められた事業活動以外の事業活動を行うことができる。

投資運用会社はスイス連邦金融市場監督機構により規制されている。

管理会社は、関係するサブ・ファンドに関する投資運用契約に基づき遂行される業務または許可される行為に関連して、あるいはその結果、投資運用会社が直接または間接的に被り、負担し、または投資運用会社に対して申立てがなされる可能性のあるあらゆる経費、損失、損害、違約金、措置、判決、訴訟、支出、負債および費用（法的費用および専門家費用を含む。）について、関係するサブ・ファンドのために、もっぱら関係するサブ・ファンドの資産から、投資運用会社を補償する。ただし、投資運用会社の悪意、故意の不履行、現実の詐欺、関係するサブ・ファンドに関する投資運用契約に基づく投資運用会社の義務および責務について適用ある法律に対する重過失、認識ある過失または違反を原因とする場合を除く。投資運用契約は、投資運用会社が管理会社に対して90日前の書面による通知を行った場合、または投資運用契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

（ト）投資助言会社

管理会社及び投資運用会社は、日興グローバルラップ株式会社およびSMB C日興証券株式会社を、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資助言会社として任命している。

関係するサブ・ファンドに関する関連の投資助言契約に基づく職務の遂行を行う際の当該の投資助言会社の重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠を理由とする場合を除き、管理会社は、当該の投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人が関係するサブ・ファンドに関する投資助言契約に基づく投資助言会社の職務の遂行から、またはそれに関連して請求を受け、または負担したあらゆる法的措置、法的手続、請求、要求、負債、損失、賠償責任、費用および経費（合理的に関連または付随する法律その他の専門家に対する報酬および費用を含む。）について、関係するサブ・ファンドの資産から、各投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人に補償を行い、これらの者に損失を与えないものとする。各投資助言契約は、管理会社または投資助言会社のいずれかより90日前の書面による通知により終了されるまで有効に存続する。各投信助言契約は、同契約に規定されたその他の状況においても終了することができる。

（チ）月次投資委員会

投資委員会は、投資運用会社であるエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（スイス）エス・エイのファンド・スペシャリスト、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループの代表と投資助言会社のうち的一方である日興グローバルラップ株式会社のシニアメンバーにより構成され、ファンドの投資戦略、組入れ候補ファンドおよびその投資比率に関する方針について推奨を行う。

SMB C日興証券株式会社は、投資家との距離が近い金融商品取引業者として、投資委員会で投資運用会社に投資助言する。

<訂正後>

投資運用会社は、月次投資委員会による推奨を踏まえ、投資運用会社自身の意思決定プロセスに従って投資決定を行う。

(a) 月次投資委員会

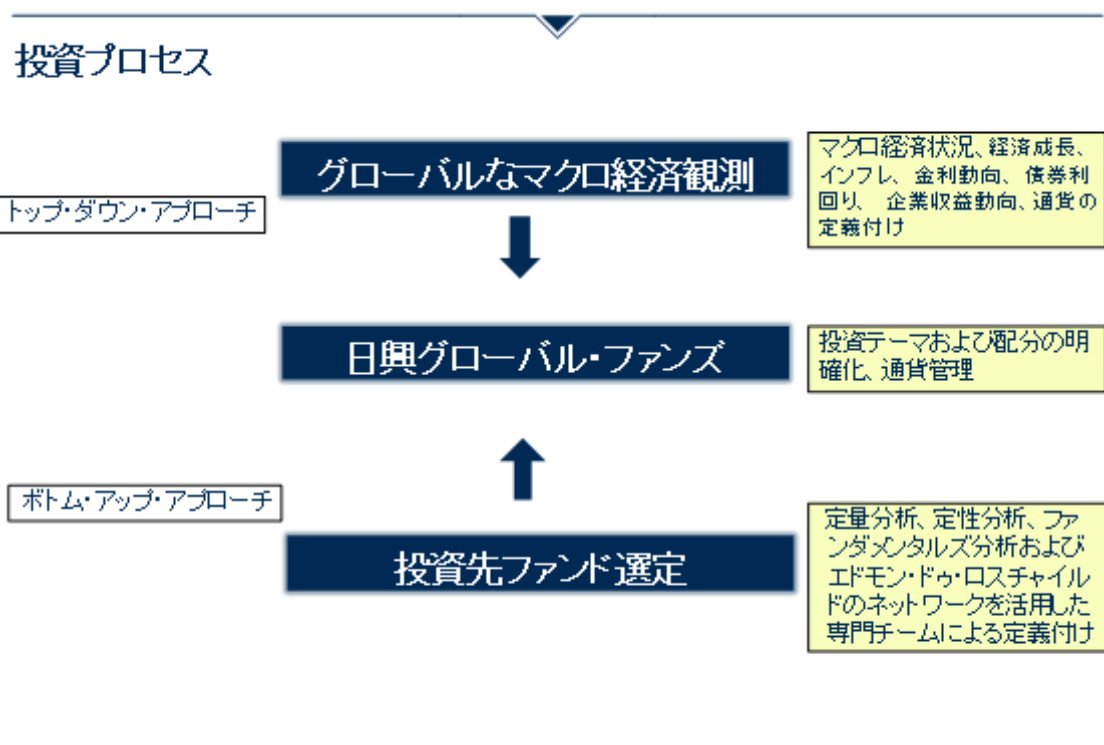
投資委員会は、投資運用会社のファンド・スペシャリスト、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループの代表と投資助言会社のうち的一方である日興グローバルラップ株式会社のファンド・スペシャリストにより構成され、ファンドの投資戦略、組入れ候補ファンドおよびその投資比率に関する方針について推奨を行う。

SMBC日興証券株式会社は、投資家との距離が近い金融商品取引業者として、投資委員会で投資運用会社に投資助言する。

(b) 投資運用会社の意思決定プロセス

ファンドの投資プロセスは、資産タイプ、地域および業種の見通しを検討するグローバルなマクロレビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。マクロの背景（成長、インフレ、金利、債券利回り、通貨および企業収益の動向）が投資テーマおよびファンド配分を明確にするための基礎として検討される。投資は、最適な投資先ファンドを用いて行われる。このような投資先ファンドは、ボトム・アップ・アプローチ、定量的な尺度と定性分析およびファンダメンタルの分析の融合に基づき専門チームにより選定される。

投資は、全体としての費用を可能な限り低く抑える方法で行われる。



（上記の体制は2019年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。）

(5) 投資制限

<訂正前>

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

（中略）

ーデリバティブ取引の制限

サブ・ファンドはトレーディング・カンパニーを通じてヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引（差金決済されない為替予約取引を除く。）等を行っている。サブ・ファンドに関し、投資運用会社は、デリバティブ取引等の想定元本がサブ・ファンドの純資産総額を超えないように管理している（いわゆる簡便法）。

ーサブ・ファンドの信用リスク管理（2019年7月31日以降）

前記「（2）投資対象」に詳述されるように、2019年7月31日以降、サブ・ファンドはトレーディング・カンパニーを通じて、主にUCITSに投資する。UCITSは欧州指令および規則、とりわけ、信用リスクの分散に関連するUCITS規則に服する。トレーディング・カンパニーは実質的にすべての資産をUCITSに投資するものであること、また、日本証券業協会は、株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび／またはデリバティブ等エクスポージャーに関する単一の発行体および／またはカウンターパーティーに対するエクスポージャーについて、UCITSに関する指令および規則が、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合していると考えていることから、管理会社としては、外国証券の取引に関する規則におけるトレーディング・カンパニーの信用リスクのエクスポージャーは監視され、よって、トレーディング・カンパニー、ひいてはサブ・ファンドは、2019年7月31日以降、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合するものと考えている。

（中略）

（3）デリバティブ等エクスポージャー（為替予約取引、貸借取引、レポ取引その他のデリバティブ取引等のデリバティブ取引その他の取引により生じる債権）

（後略）

<訂正後>

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

（中略）

ーデリバティブ取引の制限

サブ・ファンドはトレーディング・カンパニーを通じてポートフォリオの効率的な運用（ヘッジを含む。）のためにデリバティブ取引等を行っている。投資運用会社は、金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」に記載される標準的方式を用いて、デリバティブ取引等のリスク量がサブ・ファンドの純資産総額の80%以内となるようにデリバティブ取引等を管理している。疑義を避けるため、差金決済されない為替予約取引はデリバティブ取引等のリスク量の算出から除外される。

ーサブ・ファンドの信用リスク管理

前記「（2）投資対象」に詳述されるように、サブ・ファンドはトレーディング・カンパニーを通じて、主にUCITSに投資する。UCITSは欧州指令および規則、とりわけ、信用リスクの分散に関連するUCITS規則に服する。トレーディング・カンパニーは実質的にすべての資産をUCITSに投資するものであること、また、日本証券業協会は、株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび／またはデリバティブ等エクスポージャーに関する単一の発行体および／またはカウンターパーティーに対するエクスポージャーについて、UCITSに関する指令および規則が、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合していると考えていることから、管理会社としては、外国証券の取引に関する規則におけるトレーディング・カンパニーの信用リスクのエクスポージャーは監視され、よって、トレーディング・カンパニー、ひいてはサブ・ファンドは、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合するものと考えている。

（中略）

（３）デリバティブ等エクスポージャー（デリバティブ取引（先物等）またはその他の取引（為替予約取引、貸借取引およびレポ取引等）により生じる債権）

（後略）

3 投資リスク

（２）リスクに対する管理体制

<訂正前>

リスク管理の手段として、投資運用会社は月次のリスク委員会において、各サブ・ファンドのポートフォリオおよびパフォーマンスを検証し、様々なリスク要因を協議し、サブ・ファンドが過度のリスクにさらされていないか、またはサブ・ファンドが典型的でないパフォーマンス（投資戦略に関して想定されたパフォーマンスまたは参考指標のパフォーマンスから著しく乖離したパフォーマンス）を呈していないか検証する。サブ・ファンドに関連する法令、規則、投資制限等のコンプライアンスは、運用部門とは完全に分離され、各事業部門に設けられるリスク・マネジメント部によって日常的に管理される。

（上記の体制は2019年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。）

<訂正後>

投資運用会社は月次ベースで各サブ・ファンドのポートフォリオおよびパフォーマンスを検証し、各サブ・ファンドが資産クラス、投資テーマ、業種および戦略に関する過剰な連結集中ならびに選定されたファンド間の過剰な相関性等、過度のリスクにさらされていないか、または各サブ・ファンドが参考指標と比較して典型的でないパフォーマンスを呈していないかチェックする。各サブ・ファンドに関連する法令、規則、投資制限のコンプライアンスは、運用部門とは完全に分離されたリスク・マネジメント部によって日常的に監督、管理される。

（上記の体制は2019年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。）

4 手数料等及び税金

（４）その他の手数料等

<訂正前>

（前略）

（ご参考）投資先ファンドの管理報酬等の実際の料率

2019年2月末日現在、日興グローバル・ファンズ全体でみた投資先ファンドの管理報酬等の料率は、年率0.92%程度となる（この料率は、9本のサブ・ファンドで投資している全ての投資先ファンドの管理報酬等（実績報酬を除く）の合計金額を、9本のサブ・ファンドの純資産総額の合計金額で除したものである）。また、9本のサブ・ファンド別にみた投資先ファンドの管理報酬等の料率は、各サブ・ファンドの純資産総額に対して年率0.46%～1.19%程度となる。ただし、受益者が実際に負担する投資先ファンドの管理報酬等の料率は、9本のサブ・ファンドの組み合わせに応じて異なる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ご参考）投資先ファンドの管理報酬等の実際の料率

2019年5月末日現在、日興グローバル・ファンズ全体でみた投資先ファンドの管理報酬等の料率は、年率0.91%程度となる（この料率は、9本のサブ・ファンドで投資している全ての投資先ファンドの管理報酬等（実績報酬を除く）の合計金額を、9本のサブ・ファンドの純資産総額の合計金額で除したものである）。また、9本のサブ・ファンド別にみた投資先ファンドの管理報酬等の料率は、各サブ・ファンドの純資産総額に対して年率0.45%～1.20%程度となる。ただし、受益者が実際に負担する投資先ファンドの管理報酬等の料率は、9本のサブ・ファンドの組み合わせに応じて異なる。

（後略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

① 日本

2019年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

① 日本

2019年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

④ 適格投資家

<訂正前>

（前略）

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

申込書もしくは受益者の登録簿に含まれるまたは管理会社との取引関係上追加収集される、識別されたまたは識別され得る自然人（データ主体）（疑義を避けるために付言するならば、販売会社の代表者または正式な署名者を含む。）に関するすべての情報は、95/46/EC指令を廃止し、また、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移転に関する2016年4月27日付EU規則2016/679（EU一般データ保護規則）ならびに個人データの保護に関して適用される法令または規制に従って、データ管理者として行為する管理会社によって処理される。

<訂正後>

（前略）

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

識別されたまたは識別され得る自然人（データ主体）に関するすべての情報は（疑義を避けるために付言するならば、販売会社の代表者または正式な署名者に関する情報、申込書または受益者登録簿に記載された情報、管理会社との取引および／または受託会社とのファンドへの投資経由による取引を通じて追加的に収集された情報を含む。）、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移転に関する、および95/46/EC指令を廃止する2016年4月27日付EU規則2016/679（EU一般データ保護規則）に従ってデータ管理者として行為する管理会社によって、および／またはケイマン諸島の2017年データ保護法（2019年9月30日に効力発生予定）に従ってデータ管理者として行為する受託会社によって、ならびに個人データの保護に関して適用される法令または規制に従って、個人データとして処理される。管理会社および／または受託会社によるファンドに関する個人データの処理についての情報は、管理会社および／または受託会社宛に請求することにより入手可能である。

⑤ ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則

<訂正前>

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法律または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下、総称して「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）自身の身元および実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、関係各社は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（i）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」という。）に対して、または、（ii）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

受託会社またはケイマン諸島に居住する代理人は、上述した適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報（受益者に関する情報および該当する場合には受益者の実質的所有者および支配者の情報を含むがそれらに限られない。）の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法もしくは貯蓄収入情報報告（EU）法ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、ファンド、受託会社または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

マネー・ロンダリング防止責任者

SNIF@smbcnikko-ifmc.comのアドレスで管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

（後略）

<訂正後>

マネー・ロンダリングの防止を目的とした適用法令または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下、総称して「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社および／またはファンドが当該手続のために依拠し、あるいは当該手続の管理を委任するその他の者（以下「AML担当者」という。）は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）自身の身元および実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があると疑うか、もしくは遵守していない可能性があると助言されている場合、または関係各社またはAML担当者による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（i）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」という。）に対して、または、（ii）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

CIMAは、ファンドによる随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則の規定の違反に関してファンドに対して、また、違反に同意したか、もしくは、違反を黙認したファンドの取締役もしくは役員または違反が起因すると証明された、懈怠を行った者に対して、多額の行政上の罰金を課す裁量的権限を有する。ファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、ファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担する。

ルクセンブルグのマネー・ロンダリング防止規則

ルクセンブルグに所在する管理会社および管理事務代行会社は、常にルクセンブルグのマネー・ロンダリング／テロ資金供与防止（AML／CFT）法令を遵守しなければならない。上記のプロセスおよびルクセンブルグの法律に基づき適用されるその他のプロセスに加え、ルクセンブルグのAML／CFT適用法令に基づき、当局への報告義務が適用される。

マネー・ロンダリング防止責任者

SNIF@smbcnikko-ifmc.comのアドレスで管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

（後略）

4 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（イ）純資産総額の決定

<訂正前>

（前略）

- （d）サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- （e）短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- （f）評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した評価を用いる。
- （g）上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

- （d）サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- （e）いずれかの規制された市場で取引されている先物契約は、（i）アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場においては評価日現在の、また、米国の市場においては評価日の直前の日現在の当該市場における最新の清算価格で、（ii）ヨーロッパの市場においては評価日現在の最新の始値で評価する。
- （f）短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- （g）評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した評価を用いる。
- （h）上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。

（後略）

第二部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

（2）会社の機構

<訂正前>

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は適法に招集された株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、再任されるまでまたは後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名または複数名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

（中略）

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができる、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

管理会社の日常的な管理ならびに当該管理に関連して管理会社を代表する行為は、単独でまたは共同で行為する1名または複数の取締役、役員、マネジャーまたはその他の代理人、従業員に委任することができる。これらの指名、取消および権限は、取締役会の決議により決定されるものとする。管理会社はまた、真正な委任状または私的文書による委任状により、特別な権限を付与することができる。

<訂正後>

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

（中略）

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができ、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。

取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。

SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「会社」という。）の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、会社の2019年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従って会社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が会社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、会社の財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・会社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、会社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2019年6月21日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソ
シエテ・コーペラティブ
公認の監査法人

ビクター・チャン・イン
パートナー

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (“Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the «Responsibilities of “Réviseur d’Entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the annual accounts and our report of “Réviseur d’Entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors and Those Charged with Governance for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company’s financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises agréé for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of “Réviseur d'Entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “Réviseur d'Entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “Réviseur d'Entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, June 21, 2019

KPMG Luxembourg
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin
Partner

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。